

**鹿児島港本港区エリアまちづくりランドデザイン（案）に対する
御意見等の概要及びそれに対する県の考え方等**

① グランドデザイン案全般について

No	御意見等の概要	県の考え方等
1	鹿児島市が世界的な国際観光都市・保養都市となれば、鹿児島に長期滞在の観光客が増え、更には鹿児島県全体の観光にプラスに波及する。	<p>いただいた御意見の趣旨については、ランドデザイン案（以下「GD案」）の11ページ（以下「P11」のように表記）「開発のコンセプト」やP14「開発のコンセプトの要素及び導入機能」に記載している内容に含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
2	建物についても、高さや色合いなど、周囲と調和するよう配慮してほしい。	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP22「(2)⑤景観への配慮」に記載している「景観資源を活かした空間を創出します。」「同エリア全体において建築物等の高さについても配慮します。」などに含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
3	桜島がよく見える景観は大事にしてほしい。	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP22「(2)⑤景観への配慮」に記載している「同エリア全体において建築物等の高さについても配慮します。」などに含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
4	景観への配慮のため積極的な緑化に努め、風土に合った樹種の植栽やビオトープの整備等により生物の生息・育成に適した環境となるよう配慮してもらいたい。鹿児島港本港区エリアは、鹿児島の玄関口であり、鹿児島県にはすばらしい自然環境があるということが伝わるよう、また県民にとっての憩いの場として活用できるよう整備してもらいたい。	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP22「(2)⑤景観への配慮」に記載している「景観資源を活かした空間を創出します。」などに含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
5	現在のように道路側に背を向ける建物では入ってみたいという気にならない。華やかさを道路にも向ける。目的は観光客の誘致と鹿児島県・市民の集う・賑わえて利潤を生む場とする。	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP22「(2)⑤景観への配慮」に記載している「景観資源を活かした空間を創出します。」などに含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
6	事業継続可能性を探る上では、先進都市の事例を踏まえながら、PFI・PPPなどの多様化する官民連携手法の積極的活用に向けた協議、検討が急務である。	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP20「(5)事業手法」に記載している「本港区エリアのまちづくりについては、民間活力の導入を基本とし、以下の事業方式（定期借地権方式、目的外使用許可等）により、活用の検討を進めることとします。」などに含まれていると考えております。</p> <p>鹿児島港本港区エリア（以下「本港区エリア」）まちづくりを検討するに当たっては、民間資金やノウハウの活用は公的資産の活用観点から有効な手段であり、平成29年度の民間事業者との対話においても、事業への参画意向を示す事業者が多くみられたことから、民間活力の導入を基本としたところであります。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>

No	御意見等の概要	県の考え方等
7	テレビなどで、活用についての意見を紹介されているが、それぞれの立場の意見という感じがしている。将来のことも見据えた活用が望まれる。	本港区エリアは錦江湾や桜島の景観を望む絶好の場所であります。 このすばらしい景観を最大限に生かして、次の鹿児島県の世代、そして鹿児島県の子どもたちに残せる財産となるような魅力的な港、感動を与える観光地にしたいと考えております。
8	鹿児島県の厳しい財政状況を踏まえると、必要なインフラの整備・運営については、鹿児島市との連携・分担も検討すべきである。	本港区エリアは、鹿児島市のまちづくりにとっても重要なエリアであり、路面電車観光路線の導入も含め、今後とも、県と鹿児島市が協議を行いながら、年間365日、国内外の幅広い観光客や県民で賑わい、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図ることとしたランドデザインの実現に向けて連携し取り組むこととしております。
9	県と市が十分連携をとって十分話し合う必要がある。	本港区エリアは、鹿児島市のまちづくりにとっても重要なエリアであり、路面電車観光路線の導入も含め、今後とも、県と鹿児島市が協議を行いながら、年間365日、国内外の幅広い観光客や県民で賑わい、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図ることとしたランドデザインの実現に向けて連携し取り組むこととしております。
10	本港区エリアの再開発、必ず商業施設と観光施設の調和された再開発が望ましい。鹿児島は、まだまだ観光施設のクオリティが低いような気がする。センスもなかなか感じられない。商業施設の数も少ない。本当に美味しい物にはそれなりの値段で提供し、センスのある建物やセンスのある店内の店舗など何かお客様がリピートする様な事を意識していけばよいと思う。本物のお客様は気づくもので、本当に良い物、良い所にはリピートすると思う。	いただいた御意見については、GD案のP11「開発のコンセプト」やP14「開発のコンセプトの要素及び導入機能」に記載している内容に含まれていると考えております。 本港区エリアについては、年間365日、国内外からの観光客や県民で賑わうような魅力的な港、もう一回行ってみたいというリピーターが訪れてくれるような観光地にしたいと考えております。 いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。
11	P1でランドデザイン案の対象地はドルフィンポート敷地、北ふ頭を含む本港区エリア約30haとしているが、県都として自己所有地に限らず市、企業、個人地も含めて提案する。土地の譲渡、交換等あらゆる手法も含み計画の実現を切望する。	本港区エリアまちづくりの活用区域については、GD案のP19「②ゾーニング2（活用区域の観点）」及びP20「事業手法」のとおり、県有地を想定しております。
12	P3「(2)いおワールドかごしま水族館、NHK鹿児島放送会館といった各種の集客交流施設が立地している」とあるが、NHK鹿児島放送会館の集客交流施設とはどこを指すのか。	GD案のP3「(2)敷地の現状及び土地利用規制の状況」の「集客交流施設」とは、NHK鹿児島放送会館のみならず、いおワールドかごしま水族館など、本港区エリア内に立地している各種施設を総称して記載しているところです。
13	広いエリアの中に、どのようなもの（施設）を造ろうとしているのかがよく見えてこない。 今後、どのような進め方をするのか、県民に分かりやすく示した方がいい。	いただいた御意見の趣旨については、GD案のP14「開発コンセプトの要素及び導入機能」に記載している内容などに含まれていると考えております。 また、P19「ゾーニング1」のとおり、本港区エリアについては、開発コンセプトの3つの要素の観点から活用を図ることとしております。 なお、P22「(2)⑥県民への情報発信」のとおり、本港区エリアまちづくりを進めるに当たっては、県民に向けた情報発信に努めます。 いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。

No	御意見等の概要	県の考え方等
14	<p>ウォーターフロント計画のためこの土地を埋め立てたが、財政難と天文館衰退の危険性を理由に計画がとん挫したと記憶している。今回のランドデザインも、当時と同じ結果になる危険性が潜み、七ツ島、与次郎ヶ浜、マリンポートに続く第4の埋立て失敗地となると感じた。ウォーターフロント計画だけの街づくりに固執するのはやめてはどうか。</p> <p>概要には、本港区エリアの自然景観の説明があるが、景観の良い場所は錦江湾沿いには山ほどある。この場所は物流のための港で、歴史に絡めて景観云々を語るものではない。</p>	<p>本港区エリアについては、種子・屋久航路等が就航する海の玄関口であり、雄大な桜島など周辺の魅力ある観光資源や市街地中心部に近接する立地特性を生かした活力ある交流空間を形成することにより、地域の活性化が期待されているところ。</p> <p>このため、GD案のP11「開発のコンセプト」のとおり、県としては、同エリアについて、民間活力の導入を基本に、「かごしまの多彩な魅力を発信する人・モノ・情報の交流拠点」等を要素として、年間365日、国内外の幅広い観光客や県民で賑わい、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図ることとしています。</p> <p>同エリアは、錦江湾や桜島の景観を望む絶好の場所であり、このすばらしい景観を最大限に生かして、次の鹿児島島の世代、そして鹿児島島の子どもたちに残せる財産となるような魅力的な港、感動を与える観光地にしたいと考えております。</p>
15	<p>外国客船の鹿児島寄港は減少する可能性はないのか。統計ではなく、鹿児島寄港の今後の見込みを旅行業者等を通し調査してもらいたい。</p>	<p>いただいた御意見については、GD案のP11「開発のコンセプト」に記載しているとおり「今後、国際クルーズ船受入れや、奄美・沖縄の世界自然遺産登録などを見据え、同エリアを拠点とした周遊など更なる交流人口の増加も期待される。」と考えております。</p> <p>なお、鹿児島港にクルーズでお越しいただいた旅客数については、平成30年3月から大型クルーズ船が入港できるようになったことから、平成30年は平成29年のおよそ20万人を大きく上回る過去最高のおよそ27万人となったところです。</p> <p>鹿児島港については、マリンポートかごしまにおける新たな岸壁の整備など、官民連携による国際クルーズ拠点の形成に取り組んでいるところです。この取組を進めることは、本県への更なる誘客の促進、地域活性化につながる大きな追い風になると考えております。</p> <p>鹿児島港については、多くのクルーズ船が寄港する港として、本県の観光に資するよう、今後とも受入環境の整備に取り組んでまいります。</p>

No	御意見等の概要	県の考え方等
16	<p>床面積の合計が1万㎡を超える大規模集客施設の立地規制を人口減となる中で見直す必要があるのか。</p>	<p>本港区エリアについては、種子・屋久航路等が就航する海の玄関口であり、雄大な桜島など周辺の魅力ある観光資源や市街地中心部に近接する立地特性を生かした活力ある交流空間を形成することにより、地域の活性化が期待されているところ。</p> <p>このため、GD案のP11「開発のコンセプト」のとおり、県としては、同エリアについて、民間活力の導入を基本に、「かごしまの多彩な魅力を発信する人・モノ・情報の交流拠点」等を要素として、年間365日、国内外の幅広い観光客や県民で賑わい、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図ることとしています。</p> <p>これを踏まえ、GD案のP21「(1)①土地利用規制見直しの方向性」において「来て見て感動する観光拠点を実現するため、ドルフィンポート敷地などに適用されている床面積の合計が1万㎡を超える大規模集客施設の立地規制について、関係者の協力を得て、その緩和等について検討を進める」こととしております。</p> <p>事業を進めるに当たっては、GD案のP21「(2)②中心市街地との連携及び他都市との差異化」のとおり、「既存の中心市街地との融和性や回遊性について配慮するとともに、中心市街地との共存が図られ、本港区エリアを含む地域全体に相乗効果が及ぶように取り組む」こととしています。</p> <p>今後、ランドデザインの策定後の事業化により、同エリアを拠点とした周遊など更なる交流人口の増加も期待され、県内の他地域への観光振興の面でも効果をもたらすと考えています。</p>
17	<p>P9「①中心市街地等における再開発等」により中心市街地の活性化が期待できるとは思えない。県庁移転、鹿児島中央駅の発展で天文館は衰退した。鹿児島港本港区に商業施設ができることで、客足の分散化、あるいは集客の偏りが生じる可能性もある。本港区に商業施設等を建設することは天文館と共倒れになる可能性もある。人口は減っている。</p> <p>P10「⑤エリア周辺との連携・回遊性の向上→W1×03」前述のとおり漠然としている。具体的に述べてほしい。</p>	<p>いただいた御意見については、GD案のP21「(2)②中心市街地との連携及び他都市との差異化」のとおり、「既存の中心市街地との融和性や回遊性について配慮するとともに、中心市街地との共存が図られ、本港区エリアを含む地域全体に相乗効果が及ぶように取り組む」こととしております。</p> <p>今後、ランドデザインの策定後の事業化により、同エリアを拠点とした周遊など更なる交流人口の増加も期待され、県内の他地域への観光振興の面でも効果をもたらすと考えています。</p>
18	<p>P11の上の①②③と下の①②③④は連動していない。</p>	<p>上の番号①②③と下の番号①②③④は直接連動するものではないところです。</p> <p>下の①②③④の基本的な考え方のもと、上の①②③を要素とする開発コンセプトを取りまとめたところであります。</p>
19	<p>P12に「3. 土地・建物活用の方向性」とあるが、方向性も併せ、これから検討すべきことである。</p>	<p>本港区エリアまちづくりについては、今年度開催した検討委員会において論議がなされたところであり、検討委員会からの報告書を踏まえ、県のランドデザイン案において土地・建物活用の方向性などを取りまとめたところであります。</p>
20	<p>P15にサンフランシスコ、横浜、シンガポール、シドニーの写真が掲載されている。この写真をイメージし、同等の施設等建設を目指すという考えか。いずれも大都市だ。</p>	<p>GD案のP15に掲載している写真については、P14に記載している導入機能の例として掲載しているところであります。</p>

No	御意見等の概要	県の考え方等
21	<p>鹿児島港港湾計画の抜本的改訂および浜町からマリポートまでの湾岸地域全体の総合的なビジョンを策定した上で、個別エリアの整備、特にそれに付随する道路をはじめとするインフラ整備について検討すべき。</p>	<p>鹿児島港においては、社会経済情勢の変化に伴う課題に対応するため、これまでも港湾計画の一部変更など、適宜、課題に対応してきたところです。</p> <p>いただいた御意見については、関係部署とも情報共有させていただきます。</p>
22	<p>来て見て感動するとは誰を感動させるのか？あまりに対象が広過ぎては、すべての人を感動させることができるのか。桜島、錦江湾だけでは見飽きているし、何度も来てもらうには、飽きさせない仕組みづくりが必要。</p> <p>このすばらしい景観とは？桜島、錦江湾？この場所に限らず、錦江湾のどの場所からでもこの景観はあるし、桜島だけでは力不足。県民は見飽きており、今更この景観に感動しない。</p> <p>子供達に残せる財産となる魅力的な港とは？感動を与えられる観光地とは？抽象的過ぎて具体的なイメージが湧かない。</p> <p>錦江湾や桜島を眺めながらお茶を飲めたり食事ができたりする場所は既にいくつもある。なぜこの場所に必要か、アミューズメント的な場所とは何を想定しているのか？これ以上この付近にホテルが必要なのか。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP11「開発のコンセプト」やP14「開発のコンセプトの要素及び導入機能」などに記載しております。</p> <p>本港区エリアは、錦江湾や桜島の景観を望む絶好の場所です。</p> <p>このすばらしい景観を最大限に生かして、次の鹿児島の子世代、そして鹿児島の子どもたちに残せる財産となるような魅力的な港、感動を与える観光地にしたいと考えております。</p>
23	<p>アミュランから眺めると、現在の鹿児島は鹿児島中央駅を中心に発展しているように思える。拠点は鹿児島中央駅で、鶴丸城へも、城山や仙巖園へも本港区から向かうこととあまり変わらない。本港区を観光の拠点として考えることが当たり前のように記載しているが、果たしてそのとおりだろうか。拠点とはならない。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP11「開発のコンセプト」やP14「開発のコンセプトの要素及び導入機能」などに記載しております。</p> <p>本港区エリアは、錦江湾や桜島の景観を望む絶好の場所です。</p> <p>このすばらしい景観を最大限に生かして、次の鹿児島の子世代、そして鹿児島の子どもたちに残せる財産となるような魅力的な港、感動を与える観光地にしたいと考えております。</p>
24	<p>既存の中心市街地との回遊性を高め、共存しながら、県民の憩いの場となり、国内外の観光客で賑わうことを目指すことは大事なことと考えるが、どのようにして回遊性を高め共存するのか、憩いの場となり、観光客で賑わせられるのか、国際観光都市に認められるとはそんなに簡単なことではない。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP21「(2)②中心市街地との連携及び他都市との差異化」に記載している「既存の中心市街地との融和性や回遊性について配慮する」などに含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
25	<p>「(5) 開発のコンセプト」が掲載されているが、いずれも観光客のためのデザインである。県民は念頭にないとも読めるがこれでいいのか。</p>	<p>いただいた御意見については、GD案のP11「開発のコンセプト」において、「年間365日、国内外の幅広い観光客や県民で賑わい、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図る」こととしております。</p>

②-1 導入機能等について（全般）

No	御意見等の概要	県の考え方等
1	<p>今回のまちづくりグランドデザインでは、「来て見て感動する観光拠点」としての役割が求められるところ、やはり、「鹿児島ならではの！！」というブランド力を高められる施設が必要。</p> <p>鹿児島のブランド力を高め、また、鹿児島のことを知れるとともに、観光客にとって憩いの場となるような複合施設を作れると良い。</p> <p>具体的には、鹿児島の観光名所に足を運んでいただき、鹿児島ならではの自然の雄大さを感じていただきたいので、まずは、興味を持ってもらうため、</p> <p>①VRを使って鹿児島の観光地を少し体験できるミュージアム</p> <p>②鹿児島の様々な地域のお土産をランキングの高い低いに限らずいろいろ集めて販売する鹿児島のお土産屋さん</p> <p>③鹿児島の郷土料理を提供する鹿児島の郷土料理レストランやこれに付随して郷土料理作りを体験できるクッキングブース</p> <p>④夜景を眺望できる宿泊施設</p> <p>観光客の集客には、何を建設するかと同じぐらい、鹿児島のブランド力をどのようにして発信するかが非常に重要だと思った。経済的な面もあると思うが、自治体レベルでのクラウドファンディング活用も行われているようなので、有効。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP14「【要素2】かごしまの魅力を手感できるエンターテインメント空間」に記載している「かごしまの魅力を五感で体感・堪能し感動できる空間を目指します。」やP21「(2)②中心市街地との連携及び他都市との差異化」に記載している「このような同エリアの独自性を活かし、他の都市とは異なる空間を創出するなど、差異化についても配慮します。」などに含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、グランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
2	<p>P15の「導入機能の例」について、長崎港、横浜港、神戸港などを例とした夜景の美しいエリアを開発してほしい。また、その場合、桜島側（湯之平展望台等）から本港区への眺めも考慮してほしい。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP14「【要素3】景観資源（錦江湾や桜島、歴史的建造物）を活かした魅力ある空間」に記載している「これらの魅力的を最大限に活かした魅力的な空間を目指します。」に含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、グランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
3	<p>これからの港まちづくりには、国際性が欠かせない。そのためには、ホテル、コンベンションホール、カフェ、レストランの立地が考えられる。先の港湾計画でも、ウッドデッキは好評であった。今後はもっと積極的に取り入れたい。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP11「開発のコンセプト」やP14「開発のコンセプトの要素及び導入機能」に記載している内容に含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、グランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
4	<p>活用方法については、将来の財産となるようなダイナミックなものを期待する。</p>	<p>本港区エリアは錦江湾や桜島の景観を望む絶好の場所です。</p> <p>このすばらしい景観を最大限に生かして、次の鹿児島の世代、そして鹿児島の子どもたちに残せる財産となるような魅力的な港、感動を与える観光地にしたいと考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、グランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>

No	御意見等の概要	県の考え方等
5	高齢者や障がい者等の移動にも配慮した整備（バリアフリー等）を進め、全ての県民にとって整備されて良かったと実感できるように配慮してもらいたい。	いただいた御意見の趣旨については、GD案のP22「(2)③既存の公共機能（港湾・交通など）の確保や一般利用と港湾機能の両立」に記載している「エリア内の安全な移動環境の確保に配慮します。」や「④動線の確保」に記載している「エリア内の移動環境についても検討を進めます。」などに含まれていると考えております。 いただいた御意見も参考に、グランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。
6	この場所独自の施設を多くしてほしい。天文館や中央駅周辺、イオンモール等と同じような施設では、交通の利便性で劣るため集客はあまり見込めない。	いただいた御意見の趣旨については、GD案のP21「(2)②中心市街地との連携及び他都市との差異化」に記載している「本港区エリアは、鹿児島県の海の玄関口であり、雄大な桜島など美しい自然空間を有するなど観光資源にも恵まれています。このような同エリアの独自性を活かし、他の都市とは異なる空間を創出するなど、差異化についても配慮します。」に含まれていると考えております。
7	主に観光客向けの施設が多くなると思うが、県民も度々来たいと思うような施設にすれば、より多くの集客が見込める。	いただいた御意見については、GD案のP11「開発のコンセプト」において、「年間365日、国内外の幅広い観光客や県民で賑わい、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図る」こととしております。
8	わざわざ九州の鹿児島まで観光に来る客は、鹿児島独自のものを求めていると思うので、他都市を参考にするのは良いが、同じようなものにはならないでほしい。	いただいた御意見の趣旨については、GD案のP21「(2)②中心市街地との連携及び他都市との差異化」に記載している「本港区エリアは、鹿児島県の海の玄関口であり、雄大な桜島など美しい自然空間を有するなど観光資源にも恵まれています。このような同エリアの独自性を活かし、他の都市とは異なる空間を創出するなど、差異化についても配慮します。」に含まれていると考えております。
9	鹿児島は海に囲まれているにも関わらず、市民の生活から海が隔離されている。本港区にヨットハーバーを造り、海に親しめる場所にしてはいかがか。	錦江湾におけるマリーナの適地については、マリーナに求められる安全性や利便性などの観点から総合的に優れている鹿児島港を候補ゾーンとしているところであり、今後とも、具体的な設置箇所や施設の配置・規模等について、検討を進めることとしております。
10	食べ物や買い物ができる施設もあっていいと思うが、何か特色がないと、すぐ飽きて長続きしないことも予想されるので、事業者を決める際は、その辺りも考えてほしい。	いただいた御意見の趣旨については、GD案のP21「(2)②中心市街地との連携及び他都市との差異化」に記載している「本港区エリアは、鹿児島県の海の玄関口であり、雄大な桜島など美しい自然空間を有するなど観光資源にも恵まれています。このような同エリアの独自性を活かし、他の都市とは異なる空間を創出するなど、差異化についても配慮します。」に含まれていると考えております。
11	食をはじめ、鹿児島らしさを堪能できる施設ができれば、今以上に賑わう空間になるのではないかと思います。	いただいた御意見の趣旨については、GD案のP14「【要素2】かごしまの魅力を体感できるエンターテインメント空間」に記載している「かごしまの魅力を五感で体感・堪能し感動できる空間を目指します。」などに含まれていると考えております。
12	中心市街地との連携とあるように、中心市街地との話し合いによる意見反映や今の中心市街地に不足しているものを補う役割の施設の検討を行った方が、中心市街地との連携は進むのではないのか。個人的には、食のテーマパーク（市場や屋台村など）のような昼も夜も楽しめて、休憩ができる施設ができれば、回遊性が増して賑わいを生み出せるのではないのか。	いただいた御意見の趣旨については、GD案のP14「【要素2】かごしまの魅力を体感できるエンターテインメント空間」に記載している「かごしまの食を堪能できる飲食機能」やP21「(2)②中心市街地との連携及び他都市との差異化」に記載している「中心市街地との共存が図られ、本港区エリアを含む地域全体に相乗効果が及ぶように取り組みます。」などに含まれていると考えております。 いただいた御意見も参考に、グランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。

No	御意見等の概要	県の考え方等
13	<p>鹿児島には子供が楽しめる施設があまりないので、ファミリー向けの施設があるといい。</p>	<p>本港区エリアについては、例えば錦江湾や桜島を眺めながらお茶や食事ができたり、若い人たちが遊べるアミューズメント的な場所など、そういうものを含めて総合的な観光スポットにできればよいのではないかと考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
14	<p>家族で出かけて楽しめる施設があるといい。</p>	<p>本港区エリアについては、例えば錦江湾や桜島を眺めながらお茶や食事ができたり、若い人たちが遊べるアミューズメント的な場所など、そういうものを含めて総合的な観光スポットにできればよいのではないかと考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
15	<p>P14「(2)開発コンセプトの要素及び導入機能」の要素①②③は、いずれも物販、飲食、観光、宿泊、交通拠点、娯楽、交流、健康増進となっている。</p> <p>県民はおろか、観光客が喜ぶ目玉となるものが浮かばない。何故か、事業者(案)をHPから確認することができないので、さっぱりイメージが湧かない。HPに掲載してもらいたい。</p>	<p>今年度実施した民間提案公募の内容については、次のURLの「【資料1】提案状況一覧(PDF:4,594KB)」に掲載しております。</p> <p>https://www.pref.kagoshima.jp/ah09/honkoukueria/documents/67250_20180830082645-1.pdf</p>
16	<p>ドルフィンポートや15番街区にホテルは必要ないと思う。中央駅～天文館～いづろ地区にホテルはたくさんあり、これ以上は必要ないと思う。宿泊場所と観光場所が異なることにより、回遊性が生まれる。</p>	<p>いただいた御意見については、GD案のP14「【要素2】かごしまの魅力を感じられるエンターテインメント空間」において「滞在性を高めるための宿泊施設などの導入により、かごしまの魅力を感じられる空間を目指す」こととしております。</p>
17	<p>大型商業施設やアミューズメント施設の立地は、既存企業にとって深刻な打撃となる懸念があるとのことである。民業の圧迫となるおそれがあるのであれば、当分の間は検討期間とすることが考えられる。</p>	<p>いただいた御意見については、GD案のP21「(2)②中心市街地との連携及び他都市との差異化」のとおり、「既存の中心市街地との融和性や回遊性について配慮するとともに、中心市街地との共存が図られ、本港区エリアを含む地域全体に相乗効果が及ぶように取り組む」こととしております。</p> <p>本港区エリアは錦江湾や桜島の景観を望む絶好の場所であり、このすばらしい景観を最大限に生かすことが、魅力的な港、感動を与える観光地の形成につながるものと考えております。</p> <p>そのためには、例えば錦江湾や桜島を眺めながらお茶や食事ができたり、若い人たちが遊べるアミューズメント的な場所やホテルなどを含めた総合的な観光スポットにできればよいのではないかと考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>

No	御意見等の概要	県の考え方等
18	<p>県民の多くが「大規模商業施設が成功するのか？」と大いに危惧している。</p> <p>鹿児島市と同規模の地方都市での成功例等を参考にして慎重かつ十分な検討を行うべきである。そして、その検討結果を、不安を感じている県民に説明し理解を得るべきであろう。</p>	<p>いただいた御意見については、GD案のP21「(2)②中心市街地との連携及び他都市との差異化」のとおり、「既存の中心市街地との融和性や回遊性について配慮するとともに、中心市街地との共存が図られ、本港区エリアを含む地域全体に相乗効果が及ぶように取り組む」こととしております。</p> <p>本港区エリアは錦江湾や桜島の景観を望む絶好の場所であり、このすばらしい景観を最大限に生かすことが、魅力的な港、感動を与える観光地の形成につながるものであると考えております。</p> <p>そのためには、例えば錦江湾や桜島を眺めながらお茶や食事ができたり、若い人たちが遊べるアミューズメント的な場所やホテルなどを含めた総合的な観光スポットにできればよいのではないかと考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
19	<p>本港区における物販機能については細心の議論が必要であり、当該エリアに物販主体の大型集客施設の整備を行えば、中心市街地及び既存の物販事業者へダメージを与えることは必至である。よって、当該エリアの物販（小売）面積は、3,000㎡程度未満に制限するなど一定の規制が必要である。</p> <p>※現ドルフィンポートの小売店舗面積2,600㎡</p> <p>併せて、本港区エリアの開発による中心市街地との相乗効果や回遊性の創出に向けて、具体的に踏み込んだ議論を行うべきである。</p>	<p>いただいた御意見については、GD案のP21「(2)②中心市街地との連携及び他都市との差異化」のとおり、「既存の中心市街地との融和性や回遊性について配慮するとともに、中心市街地との共存が図られ、本港区エリアを含む地域全体に相乗効果が及ぶように取り組む」こととしております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
20	<p>長期的な「観光振興」の観点からは、コンベンションや展示場などのMICE機能、ホテルなどの整備が不可欠であり、これらハコモノの整備を行う上では、集積性や相乗効果を勘案し、総合的に検討すべき。</p> <p>本港区エリアに、MICE・観光機能を集約し、国内外からの多くの訪問客の呼び込みと県民交流の促進を目指す。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP14「【要素2】かごしまの魅力を体感できるエンターテインメント空間」に記載している「観光・宿泊・交流（イベント・コンベンション）」などに含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
21	<p>アジア等からのインバウンド客の入込客拡大などの国際的視点や、今後の人口減少・人手不足をも意識した生産性が高く、付加価値の高い観光産業育成のための仕掛けづくりが必要である。具体的には、富裕層向けのホテルなどFITを取り込むための施設の整備も考慮すべきである。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP14「【要素2】かごしまの魅力を体感できるエンターテインメント空間」に記載している「滞在性を高めるための宿泊施設などの導入」などに含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
22	<p>災害発生時の防災拠点としての機能や、避難対策も考慮するべきではないか。</p>	<p>いただいた御意見については、GD案のP17「ウォーターフロントパーク（(3)土地・建物の活用条件）」に記載しているとおり「ウォーターフロントパークのボードウォークより海側については、護岸としての機能に留意することとします。」などに含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>

No	御意見等の概要	県の考え方等
23	<p>この上町地区の再興に不可欠な施設がJR鹿児島駅であり、これを中心とした人口集客施設として「交通センター」構想を提案する。立地場所はJR鹿児島駅に近接の「かんまちあ」地にJR、市電、バス（市営外3～4社）更に桜島フェリー港の総合交通乗換ターミナル・待合室を設置する。</p> <p>ターミナル施設は単に交通網の集約に留まらず、日本国中数少ない火山降灰被害を被っている県市民の被害を防御するため、雨傘、灰傘を不要として待合、乗降車、ひいてはショッピングもできる設備として大型小売店舗を併設した建物構造とする。（参考：福岡市岩田屋）</p> <p>総合体育館もこれに近接建築し、桜島火山災害等自然災害に備えた緊急避難施設とする。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP14「【要素1】かごしまの多彩な魅力を発信する人・モノ・情報の交流拠点」に記載している「交通拠点（路面電車など）」などに含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p> <p>新たな総合体育館については、鹿児島中央駅に隣接する県工業試験場跡地が最適地であり、隣地も合わせた整備が望ましいと考えており、現在、基本構想の策定に向けた検討を進めております。</p>
24	<p>鹿児島県には、現在、遊園地がないので、横浜市の導入例のように、娯楽施設としてのウォーターフロントの遊園地を建設するというのはとてもいいのではないかと思った。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP14「【要素2】かごしまの魅力を体感できるエンターテインメント空間」に記載している「エンターテインメント性を高めるための娯楽施設」などに含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
25	<p>鹿児島港本港区エリアまちづくりランドデザインとして「かごしま明治維新村（仮）」を提案。</p> <p>このアイデアは京都府にある東映太秦映画村をヒントにしたアイデアで、地区一帯を明治時代初期の風景に一変させ、当時にタイムスリップしたような感覚を味わえるといった体験型テーマパーク。主なターゲットは鹿児島に訪れた観光客全般。アミュプラザや天文館といった現代的な商業施設を巡ってその流れで明治の独特な文化を味わってもらうということを想定。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP14「【要素2】かごしまの魅力を体感できるエンターテインメント空間」に記載している「かごしまの魅力を五感で体感・堪能し感動できる空間を目指します。」やP21「(2)②中心市街地との連携及び他都市との差異化」に記載している「このような同エリアの独自性を活かし、他の都市とは異なる空間を創出するなど、差異化についても配慮します。」などに含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
26	<p>本港区エリア内での食事でも中央町屋台村みたいに鹿児島県内産農水産物に特化させ、とにかく鹿児島産食材の食事を提供することに決めたらよいと思う。県内にも200以上の有機農家もあり、本当に美味しい野菜や米、水産物これを活用しない手はない。ホテルなどへは食材会社が遠方からのものを持って来るが、ホテルのレストランまでも県産食材を使用することを出店条件にするのはいかがか。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP14「【要素2】かごしまの魅力を体感できるエンターテインメント空間」に記載している「かごしまの食を堪能できる飲食機能」などに含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>

No	御意見等の概要	県の考え方等
27	<p>P10の「SWOT分析の弱み」の点で目的地としての認知度とあるが、著名人を呼び寄せたフェスのようなイベントを開催すれば認知度は改善すると思う。加えて県内外からの集客も期待できる。また、そのような広場の導入はイベント時以外にも、憩いの場やスポーツや運動の場としても活用することができるだけでなく、災害発生時の避難場所としても利用できる。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP14「【要素1】かごしまの多彩な魅力を発信する人・モノ・情報の交流拠点」に記載している「交流（イベント）」などに含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
28	<p>海でのアトラクション（北ふ頭と南ふ頭の間）</p>	<p>鹿児島港本港区においては、平成5年に北ふ頭、平成9年に南ふ頭が完成し、現在、北ふ頭を奄美・喜界航路、南ふ頭を種子島、屋久島、三島及び十島の各航路が利用しているところ。</p> <p>GD案のP22「(2)③既存の公共機能（港湾、交通など）の確保や一般利用と港湾機能の両立」において「港湾・交通など既存の公共機能の確保を図りながら、検討を進めます。」と記載しており、これら既存航路の機能確保に配慮する必要があります。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
29	<p>アウトレットモールやIKEA、コストコ等。</p>	<p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
30	<p>本港区エリアから指宿にかけて沿岸部にサイクリングロードを整備すると良いと思う。それにより、全国の自転車愛好家の来鹿が期待できる。</p>	<p>本港区エリアは錦江湾や桜島の景観を望む絶好の場所です。</p> <p>このすばらしい景観を最大限に生かして、次の鹿児島の子供たちに残せる財産となるような魅力的な港、感動を与える観光地にしたいと考えております。</p> <p>いただいた御意見については、本港区エリア以外の内容も含まれておりますので、関係部署で情報共有させていただきます。</p>
31	<p>鹿児島の観光付加価値を高める「マリーナ・ヨットハーバー」等の施設が必要。場所はウォーターフロントパークの海岸部分がベスト（住吉町15番街区でもフィッシャーマンズ・ワーフ的施設併用で可能）。</p> <p>現存する施設や観光資源を活用することで、多額の費用を投じなくてもヨットハーバー、マリーナ、フィッシャーマンズ・ワーフを整備することは可能。</p> <p>ヨットに乗らない人もその景観の魅力で観光スポットとして集客できる。</p> <p>①景観：桜島、錦江湾 ②温泉：新たに採掘しなくても活用可能な泉源が近隣にあると思われる。 ③食：海の幸を中心に鹿児島の食材の魅力を提供できる場になる。 ④スポーツ：ヨット他マリンスポーツの体験ゾーン（観光客のモノ消費からコト消費への変化に対応）</p>	<p>錦江湾におけるマリーナの適地については、マリーナに求められる安全性や利便性などの観点から総合的に優れている鹿児島港を候補ゾーンとしているところであり、今後とも、具体的な設置箇所や施設の配置・規模等について、検討を進めることとしております。</p>

No	御意見等の概要	県の考え方等
32	<p>ユナイテッドが活躍するのはいいことで、応援もしたいが、プロ優先のサッカー場は当然に施設設備の条件や使用制約等があり、他の行事に使用するには使い勝手が悪いと話を聞いた。県もサッカー場を造られる意思はないようで安心しているが、中山のふれあい公園等にきちんと整備すれば良いのでは。</p>	<p>GD案のP11「開発のコンセプト」のとおり、本港区エリアについては、年間365日、国内外の幅広い観光客や県民で賑わい、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図ることとしております。</p> <p>同エリアは、錦江湾や桜島を望む絶好の場所であります。</p> <p>このすばらしい景観を最大限に生かして、次の鹿児島県の世代、そして鹿児島県の子どもたちに残せる財産となるような魅力的な港、感動を与える観光地にしたいと考えております。</p> <p>そのためには、例えば錦江湾や桜島を眺めながらお茶や食事ができたり、若い人たちが遊べるアミューズメント的な場所やホテルなどを含めた総合的な観光スポットにできればよいのではないかと考えており、ドルフィンポート敷地にサッカースタジアムは考えていないところであります。</p> <p>住吉町15番街区についても、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図るための活用を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>サッカー等スタジアムの整備にあたっては、今後とも、整備場所の選定を含め、県と市が連携を図りながら、実現に向けて、オール鹿児島県での取組を進めていくこととしております。</p>
33	<p>ドルフィンポート敷地に県民や観光客が集まる目玉スポットを作るとするのは賛成。</p> <p>住吉町15番街区について、ぜひ鹿児島市長と緊密に連携しここにスタジアム整備を検討してほしい。市電の延長とドルフィンポート跡地にできる施設そしてスタジアムでかなりの観光の目玉になると思う。</p>	<p>GD案のP11「開発のコンセプト」のとおり、本港区エリアについては、年間365日、国内外の幅広い観光客や県民で賑わい、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図ることとしております。</p> <p>同エリアは、錦江湾や桜島を望む絶好の場所であります。</p> <p>このすばらしい景観を最大限に生かして、次の鹿児島県の世代、そして鹿児島県の子どもたちに残せる財産となるような魅力的な港、感動を与える観光地にしたいと考えております。</p> <p>そのためには、例えば錦江湾や桜島を眺めながらお茶や食事ができたり、若い人たちが遊べるアミューズメント的な場所やホテルなどを含めた総合的な観光スポットにできればよいのではないかと考えており、ドルフィンポート敷地にサッカースタジアムは考えていないところであります。</p> <p>住吉町15番街区についても、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図るための活用を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>サッカー等スタジアムの整備にあたっては、今後とも、整備場所の選定を含め、県と市が連携を図りながら、実現に向けて、オール鹿児島県での取組を進めていくこととしております。</p>
34	<p>ドルフィンポートにサッカースタジアム建設を望む声が見られますが、サッカースタジアムのような一部の人のための施設ではなくて、多くの県民の憩いの場となるような施設を整備してほしい。</p>	<p>GD案のP11「開発のコンセプト」のとおり、本港区エリアについては、年間365日、国内外の幅広い観光客や県民で賑わい、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図ることとしております。</p> <p>同エリアは、錦江湾や桜島を望む絶好の場所であります。</p> <p>このすばらしい景観を最大限に生かして、次の鹿児島県の世代、そして鹿児島県の子どもたちに残せる財産となるような魅力的な港、感動を与える観光地にしたいと考えております。</p> <p>そのためには、例えば錦江湾や桜島を眺めながらお茶や食事ができたり、若い人たちが遊べるアミューズメント的な場所やホテルなどを含めた総合的な観光スポットにできればよいのではないかと考えており、ドルフィンポート敷地にサッカースタジアムは考えていないところであります。</p> <p>住吉町15番街区についても、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図るための活用を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>サッカー等スタジアムの整備にあたっては、今後とも、整備場所の選定を含め、県と市が連携を図りながら、実現に向けて、オール鹿児島県での取組を進めていくこととしております。</p>

No	御意見等の概要	県の考え方等
35	<p>鹿児島市が計画しているサッカースタジアムをドルフィンポートに建設してしまうと、大きな壁のような施設が海際にできてしまい、幅広い観光客が海際を楽しめる場所にならないと思う。</p>	<p>GD案のP11「開発のコンセプト」のとおり、本港区エリアについては、年間365日、国内外の幅広い観光客や県民で賑わい、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図ることとしております。</p> <p>同エリアは、錦江湾や桜島を望む絶好の場所であります。</p> <p>このすばらしい景観を最大限に生かして、次の鹿児島の世代、そして鹿児島の子どもたちに残せる財産となるような魅力的な港、感動を与える観光地にしたいと考えております。</p> <p>そのためには、例えば錦江湾や桜島を眺めながらお茶や食事ができたり、若い人たちが遊べるアミューズメント的な場所やホテルなどを含めた総合的な観光スポットにできればよいのではないかと考えており、ドルフィンポート敷地にサッカースタジアムは考えていないところであります。</p> <p>住吉町15番街区についても、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図るための活用を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>サッカー等スタジアムの整備にあたっては、今後とも、整備場所の選定を含め、県と市が連携を図りながら、実現に向けて、オール鹿児島での取組を進めていくこととしております。</p>
36	<p>鹿児島港本港区がサッカースタジアムの建設候補地として挙げられているが、プロスポーツ用の施設となり稼働率が悪いと聞いており、建設には反対だ。県外の人にとっては都心部が良いかもしれないが、市民や県民は車で移動するので中山や谷山でもいいのか。</p>	<p>GD案のP11「開発のコンセプト」のとおり、本港区エリアについては、年間365日、国内外の幅広い観光客や県民で賑わい、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図ることとしております。</p> <p>同エリアは、錦江湾や桜島を望む絶好の場所であります。</p> <p>このすばらしい景観を最大限に生かして、次の鹿児島の世代、そして鹿児島の子どもたちに残せる財産となるような魅力的な港、感動を与える観光地にしたいと考えております。</p> <p>そのためには、例えば錦江湾や桜島を眺めながらお茶や食事ができたり、若い人たちが遊べるアミューズメント的な場所やホテルなどを含めた総合的な観光スポットにできればよいのではないかと考えており、ドルフィンポート敷地にサッカースタジアムは考えていないところであります。</p> <p>住吉町15番街区についても、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図るための活用を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>サッカー等スタジアムの整備にあたっては、今後とも、整備場所の選定を含め、県と市が連携を図りながら、実現に向けて、オール鹿児島での取組を進めていくこととしております。</p>
37	<p>サッカースタジアムについても一部のファンの方が盛り上がっているだけで、本当に必要で都心部でなければいけないのか疑問も感じる。</p>	<p>GD案のP11「開発のコンセプト」のとおり、本港区エリアについては、年間365日、国内外の幅広い観光客や県民で賑わい、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図ることとしております。</p> <p>同エリアは、錦江湾や桜島を望む絶好の場所であります。</p> <p>このすばらしい景観を最大限に生かして、次の鹿児島の世代、そして鹿児島の子どもたちに残せる財産となるような魅力的な港、感動を与える観光地にしたいと考えております。</p> <p>そのためには、例えば錦江湾や桜島を眺めながらお茶や食事ができたり、若い人たちが遊べるアミューズメント的な場所やホテルなどを含めた総合的な観光スポットにできればよいのではないかと考えており、ドルフィンポート敷地にサッカースタジアムは考えていないところであります。</p> <p>住吉町15番街区についても、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図るための活用を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>サッカー等スタジアムの整備にあたっては、今後とも、整備場所の選定を含め、県と市が連携を図りながら、実現に向けて、オール鹿児島での取組を進めていくこととしております。</p>

No	御意見等の概要	県の考え方等
38	<p>J1基準を満たすサッカー専用スタジアムの建設,併せて複合施設の建設を提案。理由として桜島を望むことができ、観光の拠点となると考えるため。鹿児島県の新しいシンボル・人の創出などが期待できる。</p>	<p>GD案のP11「開発のコンセプト」のとおり、本港区エリアについては、年間365日、国内外の幅広い観光客や県民で賑わい、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図ることとしております。</p> <p>同エリアは、錦江湾や桜島を望む絶好の場所であります。</p> <p>このすばらしい景観を最大限に生かして、次の鹿児島県の世代、そして鹿児島県の子どもたちに残せる財産となるような魅力的な港、感動を与える観光地にしたいと考えております。</p> <p>そのためには、例えば錦江湾や桜島を眺めながらお茶や食事ができたり、若い人たちが遊べるアミューズメント的な場所やホテルなどを含めた総合的な観光スポットにできればよいのではないかと考えており、ドルフィンポート敷地にサッカースタジアムは考えていないところであります。</p> <p>住吉町15番街区についても、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図るための活用を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>サッカー等スタジアムの整備にあたっては、今後とも、整備場所の選定を含め、県と市が連携を図りながら、実現に向けて、オール鹿児島県での取組を進めていくこととしております。</p>
39	<p>J2に昇格した鹿児島ユナイテッドFCのホームゲームができるスタジアムを是非作ってほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県のシンボルの桜島が間近に見える場所 ・交通に便が良く、駅、市街地に近い場所。(交通渋滞が発生しないところ) ・鹿児島市の活性化に繋げる場所 	<p>GD案のP11「開発のコンセプト」のとおり、本港区エリアについては、年間365日、国内外の幅広い観光客や県民で賑わい、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図ることとしております。</p> <p>同エリアは、錦江湾や桜島を望む絶好の場所であります。</p> <p>このすばらしい景観を最大限に生かして、次の鹿児島県の世代、そして鹿児島県の子どもたちに残せる財産となるような魅力的な港、感動を与える観光地にしたいと考えております。</p> <p>そのためには、例えば錦江湾や桜島を眺めながらお茶や食事ができたり、若い人たちが遊べるアミューズメント的な場所やホテルなどを含めた総合的な観光スポットにできればよいのではないかと考えており、ドルフィンポート敷地にサッカースタジアムは考えていないところであります。</p> <p>住吉町15番街区についても、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図るための活用を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>サッカー等スタジアムの整備にあたっては、今後とも、整備場所の選定を含め、県と市が連携を図りながら、実現に向けて、オール鹿児島県での取組を進めていくこととしております。</p>
40	<p>Jリーグの基準を満たすためにはどうしても新たなサッカースタジアムの整備が急がれる。よく使われる言葉だが「オールかごしま」で鹿児島県と鹿児島市の連携を強くして、三反園知事のもとで知事の公約でもあるこの実現を叶えていただきたいとの思いで、この欄での意見を述べさせていただきます。</p> <p>新たに整備されるサッカースタジアムも県が求める「賑わいある観光スポット」になり多くの県民・市民が集い県外から訪れるサポーターとの交流の場にしよう。</p>	<p>GD案のP11「開発のコンセプト」のとおり、本港区エリアについては、年間365日、国内外の幅広い観光客や県民で賑わい、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図ることとしております。</p> <p>同エリアは、錦江湾や桜島を望む絶好の場所であります。</p> <p>このすばらしい景観を最大限に生かして、次の鹿児島県の世代、そして鹿児島県の子どもたちに残せる財産となるような魅力的な港、感動を与える観光地にしたいと考えております。</p> <p>そのためには、例えば錦江湾や桜島を眺めながらお茶や食事ができたり、若い人たちが遊べるアミューズメント的な場所やホテルなどを含めた総合的な観光スポットにできればよいのではないかと考えており、ドルフィンポート敷地にサッカースタジアムは考えていないところであります。</p> <p>住吉町15番街区についても、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図るための活用を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>サッカー等スタジアムの整備にあたっては、今後とも、整備場所の選定を含め、県と市が連携を図りながら、実現に向けて、オール鹿児島県での取組を進めていくこととしております。</p>

No	御意見等の概要	県の考え方等
41	<p>鹿児島ユナイテッドFCもJ2に昇格を決め、ホーム戦の際には、相手チームのサポーターもかなり来ることが予想され、西郷どんが終わってしまい、少し寂しくなった鹿児島でも観光地の誘致としても桜島が見えるスタジアムなんてとてもすばらしい。</p> <p>併せてフットサルの全国大会ができる規模のスーパーアリーナも建設。</p>	<p>GD案のP11「開発のコンセプト」のとおり、本港区エリアについては、年間365日、国内外の幅広い観光客や県民で賑わい、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図ることとしております。</p> <p>同エリアは、錦江湾や桜島を望む絶好の場所であります。</p> <p>このすばらしい景観を最大限に生かして、次の鹿児島の世代、そして鹿児島の子どもたちに残せる財産となるような魅力的な港、感動を与える観光地にしたいと考えております。</p> <p>そのためには、例えば錦江湾や桜島を眺めながらお茶や食事ができたり、若い人たちが遊べるアミューズメント的な場所やホテルなどを含めた総合的な観光スポットにできればよいのではないかと考えており、ドルフィンポート敷地にサッカースタジアムは考えていないところであります。</p> <p>住吉町15番街区についても、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図るための活用を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>サッカー等スタジアムの整備にあたっては、今後とも、整備場所の選定を含め、県と市が連携を図りながら、実現に向けて、オール鹿児島での取組を進めていくこととしております。</p> <p>新たな総合体育館については、鹿児島中央駅に隣接する県工業試験場跡地が最適地であり、隣地も合わせた整備が望ましいと考えており、現在、基本構想の策定に向けた検討を進めております。</p>
42	<p>鹿児島市がサッカースタジアムの建設候補地として3カ所を選定している。</p> <p>鹿児島県の大切な観光資源である桜島と錦江湾。これらとスポーツ施設を融合させ、複合的にホテルや飲食店、アミューズメントを併設すれば、内外からの集客が見込めるのではないかと。</p> <p>また、スポーツ施設は試合開催時にしか集客を望めないという意見があることも理解している。</p> <p>そこで、以下の提案する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育園やデイケア施設など、県民・市民の福祉につながる施設を併設。 2 錦江湾に面した部分に鹿児島初出店となるような飲食店を設置。 3 スポーツ施設内に鹿児島県の観光や食に関するミュージアムを設置。 <p>このような施設があれば、常に人が集まる場所になると考える。</p>	<p>GD案のP11「開発のコンセプト」のとおり、本港区エリアについては、年間365日、国内外の幅広い観光客や県民で賑わい、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図ることとしております。</p> <p>同エリアは、錦江湾や桜島を望む絶好の場所であります。</p> <p>このすばらしい景観を最大限に生かして、次の鹿児島の世代、そして鹿児島の子どもたちに残せる財産となるような魅力的な港、感動を与える観光地にしたいと考えております。</p> <p>そのためには、例えば錦江湾や桜島を眺めながらお茶や食事ができたり、若い人たちが遊べるアミューズメント的な場所やホテルなどを含めた総合的な観光スポットにできればよいのではないかと考えており、ドルフィンポート敷地にサッカースタジアムは考えていないところであります。</p> <p>住吉町15番街区についても、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図るための活用を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>サッカー等スタジアムの整備にあたっては、今後とも、整備場所の選定を含め、県と市が連携を図りながら、実現に向けて、オール鹿児島での取組を進めていくこととしております。</p>

No	御意見等の概要	県の考え方等
43	<p>サッカースタジアムは浜町など鹿児島駅周辺の適地に整備し、本港区エリア一帯にMICE・スポーツ施設の集約を図る。</p>	<p>GD案のP11「開発のコンセプト」のとおり、本港区エリアについては、年間365日、国内外の幅広い観光客や県民で賑わい、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図ることとしております。</p> <p>同エリアは、錦江湾や桜島を望む絶好の場所であります。</p> <p>このすばらしい景観を最大限に生かして、次の鹿児島の世代、そして鹿児島子どもたちに残せる財産となるような魅力的な港、感動を与える観光地にしたいと考えております。</p> <p>そのためには、例えば錦江湾や桜島を眺めながらお茶や食事ができたり、若い人たちが遊べるアミューズメント的な場所やホテルなどを含めた総合的な観光スポットにできればよいのではないかと考えており、ドルフィンポート敷地にサッカースタジアムは考えていないところであります。</p> <p>住吉町15番街区についても、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図るための活用を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>サッカー等スタジアムの整備にあたっては、今後とも、整備場所の選定を含め、県と市が連携を図りながら、実現に向けて、オール鹿児島での取組を進めていくこととしております。</p>
44	<p>臨海三地区にサッカースタジアムの構想があるが、1万人の集客を年間何日動員できるであろうか。投資と収益効果からこれも賛同できない。</p>	<p>GD案のP11「開発のコンセプト」のとおり、本港区エリアについては、年間365日、国内外の幅広い観光客や県民で賑わい、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図ることとしております。</p> <p>同エリアは、錦江湾や桜島を望む絶好の場所であります。</p> <p>このすばらしい景観を最大限に生かして、次の鹿児島の世代、そして鹿児島子どもたちに残せる財産となるような魅力的な港、感動を与える観光地にしたいと考えております。</p> <p>そのためには、例えば錦江湾や桜島を眺めながらお茶や食事ができたり、若い人たちが遊べるアミューズメント的な場所やホテルなどを含めた総合的な観光スポットにできればよいのではないかと考えており、ドルフィンポート敷地にサッカースタジアムは考えていないところであります。</p> <p>住吉町15番街区についても、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図るための活用を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>サッカー等スタジアムの整備にあたっては、今後とも、整備場所の選定を含め、県と市が連携を図りながら、実現に向けて、オール鹿児島での取組を進めていくこととしております。</p>
45	<p>サッカースタジアム候補地⇒浜町バス車庫案</p> <p>3か所の候補地の中で一番現実的である。広さや立地、かんまちあとの連携、人の流れによる将来性、交通の便などの条件が一番合致していると認識している。</p> <p>一番の理由として、離島を抱える鹿児島県として、鹿児島県民である離島民のことも考えてほしい。</p> <p>離島発着便の港に近ければ離島民の生活にもサッカーがもっと身近に感じられることが少なからずあると思われる、船を降りて徒歩圏内ならこれまで以上に育成年代の子供たちが活性化することが予想される。</p>	<p>GD案のP11「開発のコンセプト」のとおり、本港区エリアについては、年間365日、国内外の幅広い観光客や県民で賑わい、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図ることとしております。</p> <p>同エリアは、錦江湾や桜島を望む絶好の場所であります。</p> <p>このすばらしい景観を最大限に生かして、次の鹿児島の世代、そして鹿児島子どもたちに残せる財産となるような魅力的な港、感動を与える観光地にしたいと考えております。</p> <p>そのためには、例えば錦江湾や桜島を眺めながらお茶や食事ができたり、若い人たちが遊べるアミューズメント的な場所やホテルなどを含めた総合的な観光スポットにできればよいのではないかと考えており、ドルフィンポート敷地にサッカースタジアムは考えていないところであります。</p> <p>住吉町15番街区についても、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図るための活用を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>サッカー等スタジアムの整備にあたっては、今後とも、整備場所の選定を含め、県と市が連携を図りながら、実現に向けて、オール鹿児島での取組を進めていくこととしております。</p>

No	御意見等の概要	県の考え方等
46	<p>鹿児島港本港区エリア（県有地）については、大規模集客施設ではなく「サッカースタジアム」及び「新総合体育館」を核とした再開発鹿児島のスポーツ文化、サッカー文化の発展・醸成のため、是非とも両施設の整備計画を検討してほしい。</p>	<p>GD案のP11「開発のコンセプト」のとおり、本港区エリアについては、年間365日、国内外の幅広い観光客や県民で賑わい、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図ることとしております。</p> <p>同エリアは、錦江湾や桜島を望む絶好の場所であります。</p> <p>このすばらしい景観を最大限に生かして、次の鹿児島の世代、そして鹿児島の子どもたちに残せる財産となるような魅力的な港、感動を与える観光地にしたいと考えております。</p> <p>そのためには、例えば錦江湾や桜島を眺めながらお茶や食事ができたり、若い人たちが遊べるアミューズメント的な場所やホテルなどを含めた総合的な観光スポットにできればよいのではないかと考えており、ドルフィンポート敷地にサッカースタジアムは考えていないところであります。</p> <p>住吉町15番街区についても、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図るための活用を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>サッカー等スタジアムの整備にあたっては、今後とも、整備場所の選定を含め、県と市が連携を図りながら、実現に向けて、オール鹿児島での取組を進めていくこととしております。</p> <p>新たな総合体育館については、鹿児島中央駅に隣接する県工業試験場跡地が最適地であり、隣地も合わせた整備が望ましいと考えており、現在、基本構想の策定に向けた検討を進めております。</p>
47	<p>サッカースタジアムは他の所に造ってほしい。</p>	<p>GD案のP11「開発のコンセプト」のとおり、本港区エリアについては、年間365日、国内外の幅広い観光客や県民で賑わい、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図ることとしております。</p> <p>同エリアは、錦江湾や桜島を望む絶好の場所であります。</p> <p>このすばらしい景観を最大限に生かして、次の鹿児島の世代、そして鹿児島の子どもたちに残せる財産となるような魅力的な港、感動を与える観光地にしたいと考えております。</p> <p>そのためには、例えば錦江湾や桜島を眺めながらお茶や食事ができたり、若い人たちが遊べるアミューズメント的な場所やホテルなどを含めた総合的な観光スポットにできればよいのではないかと考えており、ドルフィンポート敷地にサッカースタジアムは考えていないところであります。</p> <p>住吉町15番街区についても、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図るための活用を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>サッカー等スタジアムの整備にあたっては、今後とも、整備場所の選定を含め、県と市が連携を図りながら、実現に向けて、オール鹿児島での取組を進めていくこととしております。</p>

No	御意見等の概要	県の考え方等
48	<p>サッカー専用スタジアムを盛り込んだグラウンドデザインを公表し、その後、再度パブリックコメントを募るべき。鹿児島市にサッカー競技場建設について検討を一任したのであれば、検討結果も踏まえたグラウンドデザインでなければ民意を反映しているとは言えない。</p> <p>福岡県のシーサイドももちの「ヤフオクドームを有するウォーターフロント」と同じく「サッカー専用スタジアムを有するウォーターフロント」を計画し、スタジアムを目玉とした街づくりを行う方が今後の街づくりのビジョンが見えてきそう。</p> <p>Jリーグを観戦するサッカースタジアムを造るのではなく、県民に夢を与えるスタジアムを最適地に建設するのである。大きな夢を県民に与えるために少しでも早くスタジアムを建設し集客を増やさなければ、鹿児島ユナイテッドは体力を消耗しJ3降格にもなりかねない。</p> <p>県の要望と鹿児島県民の夢が合致する方向でスタジアム建設に決着を図ってもらいたい。最適地は本港区。鹿児島市民、鹿児島県民にとって、そして鹿児島ユナイテッドにとって、スタジアム建設に最も適している場所は【本港区（ドルフィンポート敷地、ウォーターフロントパーク、その他）】である。繁華街から非常に近く、桜島も目の前で、公共交通機関も整備されているこの地は、多くのサポーターが集うに最高の場所。</p> <p>利便性の高い場所に魅力あるスタジアムを建設することで、大勢の鹿児島ユナイテッドサポーターおよびアウェイチームサポーターが集まることになる。鹿児島ユナイテッドは潤った資金でチームを強化し、J1、アジア、世界を目指すこととなり、市民、県民は「おらがチーム」の活躍に益々熱狂する。</p>	<p>GD案のP11「開発のコンセプト」のとおり、本港区エリアについては、年間365日、国内外の幅広い観光客や県民で賑わい、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図ることとしております。</p> <p>同エリアは、錦江湾や桜島を望む絶好の場所であります。</p> <p>このすばらしい景観を最大限に生かして、次の鹿児島の世代、そして鹿児島の子どもたちに残せる財産となるような魅力的な港、感動を与える観光地にしたいと考えております。</p> <p>そのためには、例えば錦江湾や桜島を眺めながらお茶や食事ができたり、若い人たちが遊べるアミューズメント的な場所やホテルなどを含めた総合的な観光スポットにできればよいのではないかと考えており、ドルフィンポート敷地にサッカースタジアムは考えていないところであります。</p> <p>住吉町15番街区についても、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図るための活用を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>サッカー等スタジアムの整備にあたっては、今後とも、整備場所の選定を含め、県と市が連携を図りながら、実現に向けて、オール鹿児島での取組を進めていくこととしております。</p>

No	御意見等の概要	県の考え方等
49	<p>この地区を観光交流の拠点にしようという印象を受けたし、その点についての異論はない。ただ、この活用法として、県民からの希望も多いスポーツ施設が除外されていることに疑問を感じる。スポーツ施設が除外されていることへの説明が必要ではないか。スポーツによるインバウンドの創出は世界的な流れとなっており、複合的な機能を持たせたスタジアムの建設が相次いでいる。ヨーロッパや南米など、世界各地にスポーツ施設としてだけでなく、ショッピングモールやレストラン、ホテル、託児所などの機能を持ち、スポーツの大会がある時だけでなく、日常的に人々が訪れ、交流する場として愛されているスタジアムが多く存在している。日本にはまだ、そのようなスタジアムがない。この桜島という活火山を目の前にした絶好のロケーションを待つ鹿児島港本港区にそのような機能を持たせたスタジアムを造れば、世界中の人々がうらやむ場所になる。スタジアムには様々な機能を持たせることができる。国内外でも防災拠点としての機能や教育施設としての活用などの例がある。このように様々な可能性を持つスポーツ施設を除外していることに疑問を感じる。生涯スポーツの推進やスポーツによる地域活性化を目指すスポーツ基本計画について、鹿児島県としての取組も必要ではないか。</p> <p>スタジアムとヨットハーバー、更にランニングロード等のスポーツ施設と観光施設の両立は可能。スポーツと観光を別物として分けるのではなく、融合させることで、魅力ある空間を創出していきたい。</p>	<p>GD案のP11「開発のコンセプト」のとおり、本港区エリアについては、年間365日、国内外の幅広い観光客や県民で賑わい、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図ることとしております。</p> <p>同エリアは、錦江湾や桜島を望む絶好の場所であります。</p> <p>このすばらしい景観を最大限に生かして、次の鹿児島の子世代、そして鹿児島の子どもたちに残せる財産となるような魅力的な港、感動を与える観光地にしたいと考えております。</p> <p>そのためには、例えば錦江湾や桜島を眺めながらお茶や食事ができたり、若い人たちが遊べるアミューズメント的な場所やホテルなどを含めた総合的な観光スポットにできればよいのではないかと考えており、ドルフィンポート敷地にサッカースタジアムは考えていないところであります。</p> <p>住吉町15番街区についても、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図るための活用を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>サッカー等スタジアムの整備にあたっては、今後とも、整備場所の選定を含め、県と市が連携を図りながら、実現に向けて、オール鹿児島での取組を進めていくこととしております。</p>

No	御意見等の概要	県の考え方等
50	<p>サッカーJ2リーグ昇格が決まった今、鹿児島市を中心とするサッカー等スタジアム整備検討協議会が示すように、サッカー専用スタジアムを建設することが、鹿児島県の今後の地方創生、経済発展のために必ず多くの付加価値が生まれることを確信する。</p>	<p>GD案のP11「開発のコンセプト」のとおり、本港区エリアについては、年間365日、国内外の幅広い観光客や県民で賑わい、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図ることとしております。</p> <p>同エリアは、錦江湾や桜島を望む絶好の場所であります。</p> <p>このすばらしい景観を最大限に生かして、次の鹿児島の世代、そして鹿児島の子どもたちに残せる財産となるような魅力的な港、感動を与える観光地にしたいと考えております。</p> <p>そのためには、例えば錦江湾や桜島を眺めながらお茶や食事ができたり、若い人たちが遊べるアミューズメント的な場所やホテルなどを含めた総合的な観光スポットにできればよいのではないかと考えており、ドルフィンポート敷地にサッカースタジアムは考えていないところであります。</p> <p>住吉町15番街区についても、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図るための活用を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>サッカー等スタジアムの整備にあたっては、今後とも、整備場所の選定を含め、県と市が連携を図りながら、実現に向けて、オール鹿児島での取組を進めていくこととしております。</p>
51	<p>屋久島で少年サッカーの指導に携わっているが、ドルフィンポート周辺にサッカースタジアムが整備されたら、日中のゲームであれば、日帰り観戦等も可能となるし、離島の子ども達もプロの試合を応援できる機会も増えて良いと思う。</p>	<p>GD案のP11「開発のコンセプト」のとおり、本港区エリアについては、年間365日、国内外の幅広い観光客や県民で賑わい、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図ることとしております。</p> <p>同エリアは、錦江湾や桜島を望む絶好の場所であります。</p> <p>このすばらしい景観を最大限に生かして、次の鹿児島の世代、そして鹿児島の子どもたちに残せる財産となるような魅力的な港、感動を与える観光地にしたいと考えております。</p> <p>そのためには、例えば錦江湾や桜島を眺めながらお茶や食事ができたり、若い人たちが遊べるアミューズメント的な場所やホテルなどを含めた総合的な観光スポットにできればよいのではないかと考えており、ドルフィンポート敷地にサッカースタジアムは考えていないところであります。</p> <p>住吉町15番街区についても、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図るための活用を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>サッカー等スタジアムの整備にあたっては、今後とも、整備場所の選定を含め、県と市が連携を図りながら、実現に向けて、オール鹿児島での取組を進めていくこととしております。</p>
52	<p>市のサッカー等スタジアム整備検討協議会が示した最終候補地3カ所について県とよく協議し決定してほしい。県と市が連携して最終的に決定することが望ましい。</p>	<p>GD案のP11「開発のコンセプト」のとおり、本港区エリアについては、年間365日、国内外の幅広い観光客や県民で賑わい、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図ることとしております。</p> <p>同エリアは、錦江湾や桜島を望む絶好の場所であります。</p> <p>このすばらしい景観を最大限に生かして、次の鹿児島の世代、そして鹿児島の子どもたちに残せる財産となるような魅力的な港、感動を与える観光地にしたいと考えております。</p> <p>そのためには、例えば錦江湾や桜島を眺めながらお茶や食事ができたり、若い人たちが遊べるアミューズメント的な場所やホテルなどを含めた総合的な観光スポットにできればよいのではないかと考えており、ドルフィンポート敷地にサッカースタジアムは考えていないところであります。</p> <p>住吉町15番街区についても、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図るための活用を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>サッカー等スタジアムの整備にあたっては、今後とも、整備場所の選定を含め、県と市が連携を図りながら、実現に向けて、オール鹿児島での取組を進めていくこととしております。</p>

No	御意見等の概要	県の考え方等
53	<p>鹿児島市のサッカー等スタジアム整備検討協議会は本港区エリアの3カ所に絞ったと発表がありました。私はドルフィンポートが最適だと考える。</p> <p>①交通（空・陸・海）の便がいい。 ②韓国やアセアン諸国との交流にも適している。 ③再開発を進める案の県には「スポーツ施設の整備はない」というコメントを見ましたが、サッカースタジアムを含めて再開発があると思う。</p> <p>※地域密着型のプロサッカーは「ふるさとを盛りあげる」ためにサッカーは最も適したスポーツであると考えます。</p>	<p>GD案のP11「開発のコンセプト」のとおり、本港区エリアについては、年間365日、国内外の幅広い観光客や県民で賑わい、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図ることとしております。</p> <p>同エリアは、錦江湾や桜島を望む絶好の場所であります。このすばらしい景観を最大限に生かして、次の鹿児島の世代、そして鹿児島の子どもたちに残せる財産となるような魅力的な港、感動を与える観光地にしたいと考えております。</p> <p>そのためには、例えば錦江湾や桜島を眺めながらお茶や食事ができたり、若い人たちが遊べるアミューズメント的な場所やホテルなどを含めた総合的な観光スポットにできればよいのではないかと考えており、ドルフィンポート敷地にサッカースタジアムは考えていないところであります。</p> <p>住吉町15番街区についても、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図るための活用を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>サッカー等スタジアムの整備にあたっては、今後とも、整備場所の選定を含め、県と市が連携を図りながら、実現に向けて、オール鹿児島での取組を進めていくこととしております。</p>
54	<p>本港区エリアまちづくりについては是非ともサッカースタジアム建設を強く要望する。スポーツ文化は最大のアミューズメントに繋がる。サッカー・ラグビーだけでなく多目的にいろんなイベントにも活用できる。具体的に本港区・ドルフィンポートは最適。ショッピングモールなど商業スペースには不適。天文館で十分。郊外にも余りある大型店が進出している。</p>	<p>GD案のP11「開発のコンセプト」のとおり、本港区エリアについては、年間365日、国内外の幅広い観光客や県民で賑わい、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図ることとしております。</p> <p>同エリアは、錦江湾や桜島を望む絶好の場所であります。このすばらしい景観を最大限に生かして、次の鹿児島の世代、そして鹿児島の子どもたちに残せる財産となるような魅力的な港、感動を与える観光地にしたいと考えております。</p> <p>そのためには、例えば錦江湾や桜島を眺めながらお茶や食事ができたり、若い人たちが遊べるアミューズメント的な場所やホテルなどを含めた総合的な観光スポットにできればよいのではないかと考えており、ドルフィンポート敷地にサッカースタジアムは考えていないところであります。</p> <p>住吉町15番街区についても、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図るための活用を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>サッカー等スタジアムの整備にあたっては、今後とも、整備場所の選定を含め、県と市が連携を図りながら、実現に向けて、オール鹿児島での取組を進めていくこととしております。</p>
55	<p>本港区エリアまちづくりの大きな目玉として是非サッカースタジアムの建設を急いでいただきたいと願っている。スタジアムはサッカー競技だけでなく多種多様なイベントに活用できる。</p>	<p>GD案のP11「開発のコンセプト」のとおり、本港区エリアについては、年間365日、国内外の幅広い観光客や県民で賑わい、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図ることとしております。</p> <p>同エリアは、錦江湾や桜島を望む絶好の場所であります。このすばらしい景観を最大限に生かして、次の鹿児島の世代、そして鹿児島の子どもたちに残せる財産となるような魅力的な港、感動を与える観光地にしたいと考えております。</p> <p>そのためには、例えば錦江湾や桜島を眺めながらお茶や食事ができたり、若い人たちが遊べるアミューズメント的な場所やホテルなどを含めた総合的な観光スポットにできればよいのではないかと考えており、ドルフィンポート敷地にサッカースタジアムは考えていないところであります。</p> <p>住吉町15番街区についても、国際的な観光都市にふさわしい「来て見て感動する観光拠点」の形成を図るための活用を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>サッカー等スタジアムの整備にあたっては、今後とも、整備場所の選定を含め、県と市が連携を図りながら、実現に向けて、オール鹿児島での取組を進めていくこととしております。</p>

②-2 導入機能等について（北ふ頭）

No	御意見等の概要	県の考え方等
1	<p>旅客ターミナル及び上屋が未使用で放置されており、これを有効活用するために、外航クルーズや港内クルーズの拠点及びゲストベースとした上で、活用を検討する。</p>	<p>北ふ頭を含む鹿児島港本港区エリアは、天文館にも近く、桜島が見える一番のスポットです。また、急増するクルーズ船の寄港に伴い、マリポートかごしまにおいては、予約が重複し断らざるを得ないケースが発生しております。さらに、一部の船会社からも北ふ頭への寄港の意向が示されているところではあります。</p> <p>このようなことから、より多くのクルーズ船を受け入れるため、本港区北ふ頭の活用を図ることとして、クルーズ船の受入環境整備を進めてきたところであり、昨年4月に整備後初となる国際クルーズ船が寄港したところではあります。</p> <p>今後とも、マリポートかごしま及び北ふ頭を活用しながら、鹿児島島の魅力を十分に発揮できるようクルーズ船の受入環境を着実に推進し、積極的な誘致に取り組んでまいります。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
2	<p>現在は主に「港湾荷役用ふ頭」としての役目を担っているが、現在でも利用している大型クルーズ船・一般公開船（官公庁船等の）に加え、新たに各種海上遊覧船・国内外からのビジター船等も優先係留する「観光関係船専用ふ頭」と位置付けを変更することで、新たな「観光拠点」として再構築することが考えられる。以上の理由により、観光振興・錦江湾の活用・遊休施設の活用の面から、北ふ頭（周辺区域も含め）を「海への観光拠点」と位置付け、関連整備を行うことを提案。</p> <p>港湾荷役と観光者が混雑することは、錆びたコンテナが散見されるなどの景観や観光者の安全確保に望ましいことではないので、北ふ頭を使用している喜界・奄美航路は他のふ頭に移設することが必要。これにより、遊休化している上屋やその前面の広い野積場が、常設の展示・見本市スペース等への活用の道が開ける。</p>	<p>鹿児島港本港区においては、平成5年に北ふ頭、平成9年に南ふ頭が完成し、現在、北ふ頭を奄美・喜界航路、南ふ頭を種子島、屋久島、三島及び十島の各航路が利用しているところではあります。</p> <p>GD案のP22「(2)③既存の公共機能（港湾、交通など）の確保や一般利用と港湾機能の両立」において「港湾・交通など既存の公共機能の確保を図りながら、検討を進めます。」と記載しており、これら既存航路の機能確保に配慮する必要があります。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
3	<p>北ふ頭はうまく使われていないと思う。水族館から先は、普通の人は行くことがないと思う。</p> <p>観光船でも着いて、ボードウォークを楽しめるようなことができれば、観光客ももっと増えると思う。</p>	<p>北ふ頭を含む鹿児島港本港区エリアは、天文館にも近く、桜島が見える一番のスポットです。また、急増するクルーズ船の寄港に伴い、マリポートかごしまにおいては、予約が重複し断らざるを得ないケースが発生しております。さらに、一部の船会社からも北ふ頭への寄港の意向が示されているところではあります。</p> <p>このようなことから、より多くのクルーズ船を受け入れるため、本港区北ふ頭の活用を図ることとして、クルーズ船の受入環境整備を進めてきたところであり、昨年4月に整備後初となる国際クルーズ船が寄港したところではあります。</p> <p>今後とも、マリポートかごしま及び北ふ頭を活用しながら、鹿児島島の魅力を十分に発揮できるようクルーズ船の受入環境を着実に推進し、積極的な誘致に取り組んでまいります。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>

No	御意見等の概要	県の考え方等
4	<p>○観光情報館の設置 桜島に見える軽食・喫茶スペースを設ける。クルーズ船の接岸位置の調整やボーディングブリッジの設置により、北ふ頭待合所を改装することで対応可能。C I Q関連も対応可能。夜間はディナー付きクルーズを行い(観光客の宿泊増を図るため)、昼間はマリナーからのクルーズ船客の移動用に使用。クルーズ船内において、鹿児島県内のアマチュア(中高校生を含む)の発表の機会を作れば、鹿児島県の文化水準の向上につながる。</p> <p>○観光関係部署の移設・遊休化している北ふ頭待合所事務所の活用が図れる。</p> <p>○観光用(バス・タクシー)専用乗降場の整備</p> <p>○その他・外国人向け日本特有の美術・芸術の紹介スペースの設置</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP16「北ふ頭(3)土地・建物の活用条件」に記載している「十分な活用が図られていない旅客ターミナルや上屋(1・4号)、4号上屋東側及び西側の敷地については、港湾関係者等とも調整しながらコンバージョン等による活用を図ります。」などに含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、グランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
5	<p>北ふ頭は離島から着いて公共機関を利用する時にとっても便利だと感じている。私達利用する側も上の階が封鎖されているのは寂しい思い。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP16「北ふ頭(3)土地・建物の活用条件」に記載している「十分な活用が図られていない旅客ターミナルや上屋(1・4号)、4号上屋東側及び西側の敷地については、港湾関係者等とも調整しながらコンバージョン等による活用を図ります。」などに含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、グランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
6	<p>感動する観光拠点の形成というメインテーマに鑑み、よりグレードの高い湾内クルーズ観光を発展させるべく、2号岸壁に必要な改良(ポンツーンや波除堤等)を加え、現在就航しているクイーンズ城山やラグジュアリーなクルーズ船(新たに誘致)などが基地として係留できるようにしてはどうか。湾内クルーズ観光に利用する敷地は、さほど広い面積は要しないと思うが、場所は歴史的石積防波堤(一丁台場)背後緑地に隣接する場所とし、この貴重な歴史的建造物がより多くの人目に触れるようにしてはどうか。</p> <p>さらに、同区域の背後敷地は、前述の湾内クルーズ関連利用地も含め、観光に活用する土地として、敷地高は、快適性の観点から数メートルかさ上げして見晴らしの良い空間とした方が良いと考える。隣接道路(4車線のメイン道路)の貨物車両通過はどうしても避けられないので、その影響を軽減する対策としても有効。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP16「北ふ頭(3)土地・建物の活用条件」に記載している「十分な活用が図られていない旅客ターミナルや上屋(1・4号)、4号上屋東側及び西側の敷地については、港湾関係者等とも調整しながらコンバージョン等による活用を図ります。」などに含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、グランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>

No	御意見等の概要	県の考え方等
7	<p>北ふ頭1号上屋は「パフォーマンススペース」として活用できると思う。コンクリートに囲まれた広い空間は、ゼロ(0)スペースとして多種多様なパフォーマンスを創造、演出できる。</p> <p>北ふ頭1号上屋では、現状のまま(as is)の姿を生かし、床にリノリウムを敷くことでそのままの平面で使えるようにし(及び組立て可能なステージも常備)、可動式の客席、照明音響装置などの付帯設備を取り付ける。学生、アマチュア、プロなど多くのクリエイターが独自の創造力を駆使でき、鹿児島県内だけでなく他県や海外からのイベント・公演にも需要があると考える。</p> <p>1号上屋に連動している空きターミナルには、パフォーマンススペースを管理するオフィスと、多目的スタジオを設置する。多目的スタジオは、リハーサル、レンタルスタジオとして活用できるようにする。</p> <p>シャッターを開けると鹿児島港から風が吹き抜け、大いなる桜島と対峙する場所で、公演や作品発表ができるのは、鹿児島ならではのロケーションであり、そこが活性化することにより大きく観光資源にもなる。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP16「北ふ頭(3)土地・建物の活用条件」に記載している「十分な活用が図られていない旅客ターミナルや上屋(1・4号)、4号上屋東側及び西側の敷地については、港湾関係者等とも調整しながらコンバージョン等による活用を図ります。」などに含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、グランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>

②-3 導入機能等について（ドルフィンポート敷地及びウォーターフロントパーク）

No	御意見等の概要	県の考え方等
1	<p>ドルフィンポートはそれまでなかったウォーターフロントの飲食施設として、観光客や市民県民の一定の支持を得た施設である。しかし、海外や国内の例では、より水際に面した飲食施設の立地を実現しており、水面を五感で感じられる癒しの場所として賑わいを呈している。ウォーターフロントの魅力は、波の音が聞こえ、潮の香が感じられ、きらめく水面を間近に見ながら食事などができる場を創造できたとき、その魅力が最大限に発揮される。今回の計画において、ウォーターフロントパークの海側の道路沿いに飲食物販施設の立地が想定されており一歩前進と思うが、より海に近い、ウォーターフロントパーク護岸背後の一面にも計画されることを提案する。</p>	<p>いただいた御意見については、GD案のP17「ウォーターフロントパーク（(3)土地・建物の活用条件）」に記載しているとおり「ウォーターフロントパークのボードウォークより海側については、護岸としての機能に留意すること」とし、「現在有効に活用されている水際のオープンスペースとしての機能も活かしながら活用すること」としております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
2	<p>建物はなるべく階数を抑えて街側の道路沿いに。もし埋立地ということで難しくなれば、地下駐車場にしてほしい。</p> <p>1階・・・野菜・肉・魚などを売っている市場みたいなもの。焼酎、大島紬など地場伝統工芸品も含めてほしい。</p> <p>2階・・・1階で売っているものを使用した食事・試着・試作体験などができる専門店</p> <p>3階・・・演奏、合唱、演劇、絵画、演舞などができる大小のホール（貸しスタジオ）、外側には景色を見るために散歩可能な回廊</p> <p>4階・・・環境保全や周辺ビルからの景観に配慮した緑地帯</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP14「【要素1】かごしまの多彩な魅力を発信する人・モノ・情報の交流拠点」や「【要素2】かごしまの魅力を体感できるエンターテインメント空間」に記載している内容などに含まれていると考えております。</p> <p>また、P19「ゾーニング1」のとおり、ドルフィンポート敷地とウォーターフロントパークは、開発コンセプトの3つの要素の観点から活用を図ることとしております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
3	<p>国内外の観光客、県民にとっての食は最も大事。ドルフィンポートの飲食店ブースの現況から学んだことは、現ドルフィンポートからの2階建て飲食スペースからは桜島や錦江湾はそれほど近くなく距離感を感じる。海側に商業施設を配置していただきたい。特に外国人にも好まれるオープンテラスカフェ（店の前での青空店）も可能な建築であればよい。</p>	<p>いただいた御意見については、GD案のP17「ウォーターフロントパーク（(3)土地・建物の活用条件）」に記載しているとおり「ウォーターフロントパークのボードウォークより海側については、護岸としての機能に留意すること」とし、「現在有効に活用されている水際のオープンスペースとしての機能も活かしながら活用すること」としております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>

No	御意見等の概要	県の考え方等
4	<p>カゴシマ日本館（仮称） 商業施設内には飲食関係の施設は必要である。観光客向けとしては、現在「和食」が世界的な人気となっていることから、日本食（できるだけ鹿児島県産の食材を使用）を提供する店舗を主体に並べる。それらの店舗に囲まれた中心部にセルフで料理を選び、気軽に食事ができるフードコートの施設とすれば観光客の関心は上がるであろうし、地元の住民も気軽に利用できる。</p> <p>物販関係としては、桜島や種子島・屋久島を訪れた日本人のみならず外国人観光者の利用が期待される場所であることから、県産品の展示及び土産品・記念品の販売スペースは確保したい。</p> <p>さらに、鹿児島市の特色は「温泉」であり、国内外からの観光客の関心も高いことから、「温泉スパセンター」的な施設も魅力的。</p> <p>上記以外の区域には「港の見える丘（高さ約20m）」と「小規模な森林公園」及び「遊具のある児童公園」を設けることを提案したい。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP14「【要素1】かごしまの多彩な魅力を発信する人・モノ・情報の交流拠点」や「【要素2】かごしまの魅力を体感できるエンターテインメント空間」に記載している内容などに含まれていると考えております。</p> <p>また、P19「ゾーニング1」のとおり、ドルフィンポート敷地とウォーターフロントパークは、開発コンセプトの3つの要素の観点から活用を図ることとしております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
5	<p>ドルフィンポート跡地は、子供から大人まで楽しめる空間にしていきたい。現在は、土日は比較的人も来るが、平日は閑散としていて、ロケーションを生かし切れていない。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP11「開発のコンセプト」に記載している「年間365日、国内外の幅広い観光客や県民で賑わい」などに含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
6	<p>ドルフィンポート跡には、カフェを入れて桜島を眺めながらゆったりとした時間を過ごす場所が必要。ペットを連れて散歩途中にコーヒーを飲んだり、軽食を楽しんだりできることは必要。</p> <p>サマーナイト大花火大会で使用している広場は、もっとベンチを増やして多くの人々がくつろげる空間が必要。</p> <p>家族、カップル、観光客など様々な思いで本港区エリアを訪れる人が「ほっ」とできる場所がいい。</p> <p>敷地の広さを利用してイベントを開催できることは、とても魅力があると思う。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP14「【要素3】景観資源（錦江湾や桜島、歴史的建造物）を活かした魅力ある空間」に記載している「緑地、飲食」などに含まれていると考えております。</p> <p>このエリアについて、県民の憩いの場となり、国内外の観光客で賑わうことにより、鹿児島県の活性化に繋がるようなスポットとなるよう取り組みたいと考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>

No	御意見等の概要	県の考え方等
7	<p>a. コンベンション施設・・・3,000名規模の会議ができるコンベンションホール（3,000㎡） （間仕切ることによって1,200名規模の会議と立食宴会の同時開催が可能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 別フロアにイベント・展示会ホール（3,000㎡） ・ 別フロアに大小10程度の会議室（2,500㎡） <p>b. ホテル（コンベンション施設に併設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 客室100室程度 <p>c. アリーナ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内スポーツ・コンサートなどに対応する多目的施設 ・ 8,000名程度収容 <p>d. 飲食・フェスティバルマーケット（観光客、県民が親しめる施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元食材によるレストランや屋台村、イベント広場等 <p>現在の大規模集客施設1万㎡以下とする立地規制は、上記コンベンション施設、アリーナ等の整備規模が確定した時点で、土地利用規制の緩和を進める。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP14「【要素2】かごしまの魅力を感じることができるエンターテインメント空間」に記載している「物販・飲食・宿泊・交流（イベント・コンベンション）」などに含まれていると考えております。</p> <p>新たな総合体育館については、鹿児島中央駅に隣接する県工業試験場跡地が最適地であり、隣地も合わせた整備が望ましいと考えており、現在、基本構想の策定に向けた検討を進めております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、グランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
8	<p>ウォーターフロントパークとドルフィンポート敷地について、例えばナポリを復元し、SHOP・インテリア・飲食店（地元の方々）を入れる。子供も遊べるアトラクションなども配置。県外にはない鹿児島だけしか味わえないものを造る。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP14「【要素2】かごしまの魅力を感じることができるエンターテインメント空間」に記載している「物販・飲食・娯楽」やP21「(2)②中心市街地との連携及び他都市との差異化」に記載している「このような同エリアの独自性を活かし、他の都市とは異なる空間を創出するなど、差異化についても配慮します。」などに含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、グランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
9	<p>緑地帯、子供専用広場（老朽化するような遊具はなるべく配置せず、砂場や噴水中心）、グランドゴルフ広場、動物の運動広場などを確保。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP17「ウォーターフロントパーク（(3)土地・建物の活用条件）」に記載している「水際のオープンスペースとしての機能も活かしながら活用することとします。」などに含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、グランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
10	<p>人々を日常的に海辺へと誘い、時には小高い丘の木陰で休んだりもできるような、県民が憩える場となることが望ましい。そのためにも、ウォーターフロントパークは、県民の財産として、現状を大きく変更することなく残したい。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP17「ウォーターフロントパーク（(3)土地・建物の活用条件）」に記載している「水際のオープンスペースとしての機能も活かしながら活用することとします。」などに含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、グランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>

No	御意見等の概要	県の考え方等
11	<p>ウォーターフロントパークは、鹿児島市内において海が身近に感じられる数少ない貴重な芝生広場スペースであり、長年にわたり住民に親しまれ、現在では住民にとっては、「愛着のある場所」となっている。さらに、大災害の発生時は、住民の多い市街地に必要な大規模な避難場所として重要な役目も担うことから「現状のまま」存続することが望ましい。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP17「ウォーターフロントパーク（③土地・建物の活用条件）」に記載している「水際のオープンスペースとしての機能も活かしながら活用することとします。」などに含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
12	<p>ドルフィンポート前の緑地もイベントと犬の散歩用という感じがしている。横浜の山下公園のように、観光客も海際を楽しめるようになればいいと思う。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP17「ウォーターフロントパーク（③土地・建物の活用条件）」に記載している「水際のオープンスペースとしての機能も活かしながら活用することとします。」などに含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
13	<p>「人々が憩える緑地空間となるウォーターフロントパークとして活用されています」とあるが、ここはただの整備されていない空き地である。時々イベント会場として活用されているだけで、平日は何もないので景観は非常に良い。</p>	<p>ウォーターフロントパークについては、GD案のP17「ウォーターフロントパーク（③土地・建物の活用条件）」において「水際のオープンスペースとしての機能も活かしながら活用することとします。」と記載しております。</p>
14	<p>緑地公園は必須。 遊園地ではないが、数種の遊具も備える緑地公園は必須であり、桜島に向かってウォーターフロントパーク内北側スペースに観覧車を備える。完成後の全体の雰囲気に見合った大きさの観覧車であること。そしてもう一つ、同場所にぜひ大型のメリーゴーランドを備えていただきたい。</p> <p>人々が桜島や錦江湾を眺めながら回る姿は誰の目にも楽しく童心に帰ることができる。その他木陰やベンチ。動き回らない数カ所に固定遊具があればよい。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP17「ウォーターフロントパーク（③土地・建物の活用条件）」に記載している「水際のオープンスペースとしての機能も活かしながら活用することとします。」などに含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
15	<p>ウォーターフロントパーク東寄り中央付近はできるだけ人々が自由に往来できるスペース（散策スペース）に当て、そしてそのまま南側に歩き続けた所に物販、カフェ、ギャラリー、飲食店他が入る複合商業施設を設置。</p> <p>現況、ドルフィンポートの場合、人々は買い物や飲食が済んだら帰ってしまっている。それだけに商業施設はウォーターフロントパーク側に設置することが肝要。またその施設は岸壁に向かって平行ではなく、やや中央に向かわせながら曲線の形が望ましい（2階建てでも可）（角々しい建物は人々を寄せ付けない）。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP17「ウォーターフロントパーク（③土地・建物の活用条件）」に記載している「水際のオープンスペースとしての機能も活かしながら活用することとします。」などに含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>

②-4 導入機能等について（住吉町 15 番街区）

No	御意見等の概要	県の考え方等
1	平地のままキャンプ施設。	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP14「【要素2】かごしまの魅力を感じられるエンターテインメント空間」に記載している内容などに含まれていると考えており、P19「ゾーニング1」に記載しているとおり、住吉町15番街区は、開発コンセプトの3つの要素の観点から活用を図ることとしております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
2	現時点でこの街区について喫緊の活用策が見当たらないならば、「将来を担う青少年」の教育・訓練・鍛錬の場所とすることも一つの考え。「青少年向け海洋施設」の立地を提案。若者が元気よく遊び、エネルギーの発散ができる「ローラースケート」「スケートボード」等の整備も考えたい。	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP14「【要素2】かごしまの魅力を感じられるエンターテインメント空間」に記載している内容などに含まれていると考えており、P19「ゾーニング1」に記載しているとおり、住吉町15番街区は、開発コンセプトの3つの要素の観点から活用を図ることとしております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
3	住吉町15番街区については、ドルフィンポートやウォーターフロントパークと補完的かつ一体的にMICE・ホテル機能の整備を図り、エリア全体の整備効果を高める必要がある。	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP14「【要素2】かごしまの魅力を感じられるエンターテインメント空間」に記載している内容などに含まれていると考えており、P19「ゾーニング1」に記載しているとおり、住吉町15番街区は、開発コンセプトの3つの要素の観点から活用を図ることとしております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
4	<p>a. バンケットホールを備えたホテル・鹿児島市内最大級のバンケットホール（シアター1,200名、1,200㎡）・100室程度のホテルを整備</p> <p>b. 観光客、県民が親しめる施設・錦江湾と桜島の景観を活かしたフィッシャーマンズワーフ・観光振興を主眼においた鹿児島市中央卸売場魚類市場の整備との連携</p> <p>c. 錦江湾クルーズおよび海上バスターミナル</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP14「【要素2】かごしまの魅力を感じられるエンターテインメント空間」に記載している内容などに含まれていると考えており、P19「ゾーニング1」に記載しているとおり、住吉町15番街区は、開発コンセプトの3つの要素の観点から活用を図ることとしております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>

③ 動線の確保について

No	御意見等の概要	県の考え方等
1	<p>市電の延伸などにより、観光客なども身近に立ち寄りやすいところにしてもらいたい。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP22「(2)④動線の確保」に記載している「本港区エリアへのアクセス向上の対策について検討を進める必要があります。」などに含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、グランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
2	<p>今後新たな観光拠点の構築・商業施設の開業等を計画する場合は、公共交通網の充実を併せて考えるべきである。それゆえ、鹿児島港本港区を「観光拠点」とすることを目指すならば、現況の桜島フェリー・バスに加えて、新たに鹿児島市電（鹿児島中央駅に直結する）を本港区へ導入することを最優先で行うべきと考える。</p> <p>なお、市電の運行ルートについては、鹿児島駅経由のルートが基本となっているが、桜島フェリーの待合所横又は近辺に新たな市電始発駅を設け、みなと大通り公園・鹿児島市役所を経由するルートが、より経済的で実現性が高い。その理由は下記の3点である。</p> <p>①桜島フェリーを利用する乗降客数は、鹿児島駅よりかなり多い。</p> <p>②国道10号線の改良等により、湾岸道路の交通量の増大が見込まれることから、市電による湾岸道路の通行・横断等は極力減らすべき（できるならば、高架式の軌道が望ましい）。</p> <p>③みなと大通り公園経由であれば、既存の車線数を減らさずとも市電軌道敷が確保できる。</p> <p>背後地には鹿児島県最大の繁華街である天文館も存在しており、観光拠点として大きいポテンシャルがあることは周知のことである。これに市電の導入がなされれば、海上交通だけでなく陸上交通の結節点も備わることになり、観光拠点としてのポテンシャルはさらに大きくなり、新たな展開の可能性が広がる。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP22「(2)④動線の確保」に記載している「鹿児島市が検討している路面電車観光路線については、同市のルート検討の状況を踏まえ、本港区エリアにおけるルートについても、今後同市と協議を進めます。」などに含まれていると考えております。</p> <p>なお、路面電車観光路線のルートについては、鹿児島市からは、今後、県の動向を踏まえながら、ルート決定を含む基本計画策定に着手する予定と聞いております。</p>
3	<p>市電はドルフィンポートを経由し、いづろで既存線に合流する。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP22「(2)④動線の確保」に記載している「鹿児島市が検討している路面電車観光路線については、同市のルート検討の状況を踏まえ、本港区エリアにおけるルートについても、今後同市と協議を進めます。」などに含まれていると考えております。</p> <p>なお、路面電車観光路線のルートについては、鹿児島市からは、今後、県の動向を踏まえながら、ルート決定を含む基本計画策定に着手する予定と聞いております。</p>

No	御意見等の概要	県の考え方等
4	<p>鹿児島市が検討を進める市電延伸計画については、交通ターミナルやMICE・スポーツ施設のあ る湾岸線と中心市街地を結ぶ以下 のルートとし、新たな鹿児島市街 地の骨格を形成する。</p> <p>市電軌道の延伸に際しては、車 線減少等による渋滞発生懸念が あるため、港湾貨物の陸上輸送の 幹線となっている臨港道路本港区 線については対象路線から外し、 大型車両の通行が少ない臨港道路 南北ふ頭線などの活用を検討す べきである。</p> <p>【鹿児島市電延伸ルート】 鹿児島中央駅～ナポリ通り～パ ース通り～住吉町15番街区～本港 区～中心市街地</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP22「(2) ④動線の確保」に記載している「鹿児島市が検討している路 面電車観光路線については、同市のルート検討の状況を踏ま え、本港区エリアにおけるルートについても、今後同市と協 議を進めます。」などに含まれていると考えております。</p> <p>なお、路面電車観光路線のルートについて、鹿児島市から は、今後、県の動向を踏まえながら、ルート決定を含む基本 計画策定に着手する予定と聞いております。</p>
5	<p>市電の延伸も意義がある。天文 館とつながる本港区、かんまちあ も活性化する。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP22「(2) ④動線の確保」に記載している「鹿児島市が検討している路 面電車観光路線については、同市のルート検討の状況を踏ま え、本港区エリアにおけるルートについても、今後同市と協 議を進めます。」などに含まれていると考えております。</p> <p>なお、路面電車観光路線のルートについて、鹿児島市から は、今後、県の動向を踏まえながら、ルート決定を含む基本 計画策定に着手する予定と聞いております。</p>
6	<p>鹿児島中央駅とドルフィンポ ートを繋ぐ交通（市電）をスムーズ にし、集客を図る。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP22「(2) ④動線の確保」に記載している「鹿児島市が検討している路 面電車観光路線については、同市のルート検討の状況を踏ま え、本港区エリアにおけるルートについても、今後同市と協 議を進めます。」などに含まれていると考えております。</p> <p>なお、路面電車観光路線のルートについて、鹿児島市から は、今後、県の動向を踏まえながら、ルート決定を含む基本 計画策定に着手する予定と聞いております。</p>
7	<p>本港区は車でしか行けないの で、アクセスを改善しないと人が 集まらないと思う。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP22「(2) ④動線の確保」に記載している「本港区エリアへのアクセス 向上の対策について検討を進める必要があります。」などに 含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向 け取り組んでまいります。</p>
8	<p>路面電車の延伸も良いが、大型 の無料又は低価格の駐車場を用意 してほしい。車で来場する客が、 ここを起点として天文館等を観光 することができる。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP21「(2) ②中心市街地との連携及び他都市との差異化」に記載してい る「既存の中心市街地との融和性や回遊性について配慮しま す。」などに含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向 け取り組んでまいります。</p>
9	<p>観光客・離島住民等、交通事情 に詳しくない者がスムーズに各交 通機関を利用できるよう配慮し てほしい。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP22「(2) ④動線の確保」に記載している「本港区エリアへのアクセス 向上の対策について検討を進める必要があります。」などに 含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現のた め取り組んでまいります。</p>
10	<p>市街地から港へ散策しようとす るときには、交通量の多い道路を 横断することがないよう、地下横 断通路かペDESTリアンデッキが 必要になる。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP22「(2) ④動線の確保」に記載している「本港区エリアへのアクセス 向上の対策について検討を進める必要があります。」などに 含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向 け取り組んでまいります。</p>

No	御意見等の概要	県の考え方等
11	<p>ドルフィンポート・ウォーターフロントパーク及び住吉町15番街区のそれぞれの施設は、ペDESTリアンデッキ(歩道橋)で繋ぎ、歩行回遊性を高める。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP22「(2)④動線の確保」に記載している「エリア内の移動環境についても検討を進めます。」などに含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
12	<p>P10「本港区エリアまちづくりの視点」の「⑥エリア内の安全で快適な動線の構築→S3, W3×02, T4」について詳しく解説願いたい。</p>	<p>いただいた御意見については、GD案のP22「(2)④動線の確保」において、「本港区エリアは南北に約1,100m、東西に約600m幅と非常に広く、徒歩で無理なく移動できる距離(200~300m)を上回る広さであることから、エリア内の移動環境についても検討を進めます。」と記載しております。</p>
13	<p>鹿児島中央駅から本港区エリアの動線にウォーキングできる緑地を加えてほしい。夏の日照下では樹木の木陰で歩きたい。鹿児島中央駅から天文館経由で桜島フェリーまで30~40分で歩ける。中央駅から市電を使っていづろ通りで下車して本港区エリアまで徒歩5~15分で北ふ頭から住吉町までの移動が可能。樹木は「アコウ」と「クスノキ」の混合林が望ましい。どちらも県内の巨木の代表。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP21「(2)②中心市街地との連携及び他都市との差異化」に記載している「既存の中心市街地との融和性や回遊性について配慮します。」などに含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、ランドデザインの実現のため取り組んでまいります。</p>
14	<p>マリポートから浜町までの臨港道路、国道226号を踏まえた南北交通軸の整備方針を示す必要がある。</p>	<p>鹿児島港の臨港道路は、港湾物流の円滑化を図るとともに、臨海部の交通渋滞の緩和を図る役割も担うなど、鹿児島港の港湾機能を確保し増進するための重要な港湾施設であります。鴨池港区と中央港区間が未整備となっております。</p> <p>このため、現在、臨港道路鴨池中央港区線の着実な整備の促進に取り組んでいるところです。</p> <p>いただいた御意見については、関係部署とも情報共有させていただきます。</p>
15	<p>指宿をはじめとする南薩地域などの観光地との接続、国道10号線の複線化に向けての浜町以北の道路計画など広域交通アクセスの早期整備に向けて、関係機関と十分に整合性をとって検討されるべき。</p>	<p>鹿児島港の臨港道路は、港湾物流の円滑化を図るとともに、臨海部の交通渋滞の緩和を図る役割も担うなど、鹿児島港の港湾機能を確保し増進するための重要な港湾施設であります。鴨池港区と中央港区間が未整備となっております。</p> <p>このため、現在、臨港道路鴨池中央港区線の着実な整備の促進に取り組んでいるところです。</p> <p>いただいた御意見については、関係部署とも情報共有させていただきます。</p>

④ 港湾機能について

No	御意見等の概要	県の考え方等
1	<p>「港湾機能と一般利用の分離」は極めて重要。</p> <p>北ふ頭を観光ふ頭としてより魅力あるエリアに発展させるためには、将来的には喜界航路を新港北側岸壁等に移転させるべき。</p> <p>それが困難であれば、荷役に利用される場所を限定して、緩衝緑地等で観光利用地区と完全に分離し騒音軽減や景観疎外対策を考慮する必要がある。少なくとも、4号上屋より西側の敷地は、港湾貨物や貨物車両の進入を排除すべき。</p>	<p>鹿児島港本港区においては、平成5年に北ふ頭、平成9年に南ふ頭が完成し、現在、北ふ頭を奄美・喜界航路、南ふ頭を種子島、屋久島、三島及び十島の各航路が利用しているところ。</p> <p>GD案のP22「(2)③既存の公共機能（港湾、交通など）の確保や一般利用と港湾機能の両立」において「港湾・交通など既存の公共機能の確保を図りながら、検討を進めます。」と記載しており、これら既存航路の機能確保に配慮する必要があります。</p> <p>いただいた御意見も参考に、グランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
2	<p>P22③の「港湾機能の両立」について、物流の拠点をできるだけ新港区に移動させ、本港区ではウォーターフロント機能を強化するべきではないか。</p>	<p>鹿児島港本港区においては、平成5年に北ふ頭、平成9年に南ふ頭が完成し、現在、北ふ頭を奄美・喜界航路、南ふ頭を種子島、屋久島、三島及び十島の各航路が利用しているところ。</p> <p>GD案のP22「(2)③既存の公共機能（港湾、交通など）の確保や一般利用と港湾機能の両立」において「港湾・交通など既存の公共機能の確保を図りながら、検討を進めます。」と記載しており、これら既存航路の機能確保に配慮する必要があります。</p> <p>いただいた御意見も参考に、グランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
3	<p>ウォーターフロントパーク内にある道路は、北ふ頭と南ふ頭間の貨物移動を目的として建設されたことから、「廃止」の方向で今後の利用計画を進めるべき。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨については、GD案のP17「ウォーターフロントパーク及びドルフィンポート敷地（(3)土地・建物の活用条件）」に記載している「ウォーターフロントパークとドルフィンポート敷地間の臨港道路（南北ふ頭線の一部）」については、両敷地の一体的な開発を行うため必要と認められる場合は、道路断面や線形の変更等について検討します。」などに含まれていると考えております。</p> <p>いただいた御意見も参考に、グランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
4	<p>南ふ頭は、三島村・十島村・種子島・屋久島への航路基地になっている。</p> <p>現在のふ頭の利用状況を見ると、貨物が少ないためか貨物及びコンテナのヤードとしてではなく駐車場として利用されている場所が多い。さらに、南ふ頭内にある一般駐車場の利用率も低く、先端部にある旅客用待合所もまた利用率が低い。</p> <p>したがって、現在北ふ頭を基地としている喜界・奄美航路を南ふ頭に移設することになっても、用地・待合所の使用方法を見直すことで貨物スペースの確保は十分可能である。さらに、岸壁水深が確保されている南ふ頭先端部の活用と、船舶の大きさを考慮した接岸場所調整を行えば、接岸岸壁の確保も可能。</p>	<p>鹿児島港本港区においては、平成5年に北ふ頭、平成9年に南ふ頭が完成し、現在、北ふ頭を奄美・喜界航路、南ふ頭を種子島、屋久島、三島及び十島の各航路が利用しているところ。</p> <p>GD案のP22「(2)③既存の公共機能（港湾、交通など）の確保や一般利用と港湾機能の両立」において「港湾・交通など既存の公共機能の確保を図りながら、検討を進めます。」と記載しており、これら既存航路の機能確保に配慮する必要があります。</p> <p>いただいた御意見も参考に、グランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>

No	御意見等の概要	県の考え方等
5	<p>奄美・喜界航路に関する施設移転やクルーズ船対応に当たっては、くれぐれも既存航路の便数等に影響の無いように配慮してもらいたい。当該航路は離島住民の生活を支える重要な役割を担っている。</p>	<p>鹿児島港本港区においては、平成5年に北ふ頭、平成9年に南ふ頭が完成し、現在、北ふ頭を奄美・喜界航路、南ふ頭を種子島、屋久島、三島及び十島の各航路が利用しているところ。</p> <p>GD案のP22「(2)③既存の公共機能（港湾、交通など）の確保や一般利用と港湾機能の両立」において「港湾・交通など既存の公共機能の確保を図りながら、検討を進めます。」と記載しており、これら既存航路の機能確保に配慮する必要があります。</p> <p>いただいた御意見も参考に、グランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
6	<p>P16(3)北埠頭(①)のア及びP19②ゾーニング2(活用区域の観点)北ふ頭の南側の「既存機能と調整しながら活用を図る区域」については、4号上屋及びその東側西側敷地だけでなく、前面の2号岸壁まで含めた一体的な活用を図るべき。荷役スペースとの折り合いがつけば、最大約2.5haの広大な土地利用が可能となり、今後再開発用地として可能性が広がる。岸壁まで含めて考えることで、真に水際まで近づけるウォーターフロントとして、観光にも活用することが可能となり、より魅力ある観光開発の選択肢を広げられると考える。そのためには、少なくとも、現在2号岸壁西側を利用している船舶の行く先を考えなければならないが、北ふ頭東側1号岸壁を大型観光船(多くても年間20席程度)と調整しつつ使用させる、または南ふ頭先端部5号岸壁を使用させることが可能ではないか。</p>	<p>鹿児島港本港区においては、平成5年に北ふ頭、平成9年に南ふ頭が完成し、現在、北ふ頭を奄美・喜界航路、南ふ頭を種子島、屋久島、三島及び十島の各航路が利用しているところ。</p> <p>GD案のP22「(2)③既存の公共機能（港湾、交通など）の確保や一般利用と港湾機能の両立」において「港湾・交通など既存の公共機能の確保を図りながら、検討を進めます。」と記載しており、これら既存航路の機能確保に配慮する必要があります。</p> <p>いただいた御意見も参考に、グランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
7	<p>「1号岸壁国際クルーズ船受入環境整備」とある。本港区はウォーターフロント計画ありきで既に計画を進めているのではないか。</p>	<p>北ふ頭を含む鹿児島港本港区エリアは、天文館にも近く、桜島が見える一番のスポットです。また、急増するクルーズ船の寄港に伴い、マリポートかごしまにおいては、予約が重複し断らざるを得ないケースが発生しております。さらに、一部の船会社からも北ふ頭への寄港の意向が示されているところ。</p> <p>このようなことから、より多くのクルーズ船を受け入れるため、本港区北ふ頭の活用を図ることとして、クルーズ船の受入環境整備を進めてきたところであり、昨年4月に整備後初となる国際クルーズ船が寄港したところです。今後とも、マリポートかごしま及び北ふ頭を活用しながら、鹿児島の魅力を十分に発揮できるようクルーズ船の受入環境を着実に推進し、積極的な誘致に取り組んでまいります。</p>

No	御意見等の概要	県の考え方等
8	<p>運輸、倉庫、物流などの道路利用者と十分に協議した上で、今後の開発に伴う混雑や駐車場問題についての検討を行うべき。</p>	<p>鹿児島港本港区においては、平成5年に北ふ頭、平成9年に南ふ頭が完成し、現在、北ふ頭を奄美・喜界航路、南ふ頭を種子島、屋久島、三島及び十島の各航路が利用しているところ。</p> <p>GD案のP22「(2)③既存の公共機能（港湾、交通など）の確保や一般利用と港湾機能の両立」において「港湾・交通など既存の公共機能の確保を図りながら、検討を進めます。」と記載しており、これら既存航路の機能確保に配慮する必要があります。</p> <p>いただいた御意見も参考に、グランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
9	<p>離島物流に関わるトラックが行き交う臨港道路本港区線については、施設整備に伴う交通渋滞等の発生による港湾事業者への影響にも配慮して開発を進めるべき。</p>	<p>鹿児島港本港区においては、平成5年に北ふ頭、平成9年に南ふ頭が完成し、現在、北ふ頭を奄美・喜界航路、南ふ頭を種子島、屋久島、三島及び十島の各航路が利用しているところ。</p> <p>GD案のP22「(2)③既存の公共機能（港湾、交通など）の確保や一般利用と港湾機能の両立」において「港湾・交通など既存の公共機能の確保を図りながら、検討を進めます。」と記載しており、これら既存航路の機能確保に配慮する必要があります。</p> <p>いただいた御意見も参考に、グランドデザインの実現に向け取り組んでまいります。</p>
10	<p>マリーナ新設による本港区エリアの一体開発の推進 臨港道路や本港区開発の整備課題となっている遊漁船やプレジャーボートの船溜まり等の問題を解消するため、有効に使われていない南港もしくは木材港貯木場等に新たにマリーナを整備し、住吉町15番街区及び小川町付近の小型船舶の係留場を集約し、積極的に海を活かすようなまちづくりを進める。</p> <p>住吉町15番街区及び小川町付近の小型船舶の係留場として利用されている海域は、上記マリーナ整備後に必要に応じて埋め立て、道路、市電延伸などの本エリアの一体開発に必要な用地として活用する。</p>	<p>錦江湾におけるマリーナの適地については、マリーナに求められる安全性や利便性などの観点から総合的に優れている鹿児島港を候補ゾーンとしているところであり、今後とも、具体的な設置箇所や施設の配置・規模等について、検討を進めることとしております。</p>